

平成24年第 2 回定例会

(第 3 日)

平成24年 6 月13日

平成24年第2回平川市議会定例会議事日程（第3号） 平成24年6月13日（水）
午前10時開議

第1 一般質問

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	石田隆芳	8	工藤竹雄	15	古川昭二
2	鳴海伸仁	9	對馬實	16	成田敏昭
3	今俊一	10	齋藤政子	17	佐藤雄
4	大澤敏彦	11	小笠原勝則	18	福士恵美子
5	山田尚人	12	齋藤剛	19	古川敏夫
6	小野長道	13	齋藤律子	20	小田桐信勝
7	佐々木利正	14	田中友彦	-	-

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	大 川 喜代治	会 計 管 理 者	菊 池 孝 夫
副 市 長	佐 藤 一 行	農 業 委 員 会 事 務 局 長	樋 口 正 博
総 務 部 長	古 川 鉄 美	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	白 戸 照 夫
企 画 財 政 部 長	木 村 雅 彦	平 川 診 療 所 事 務 長	内 山 勝 徳
市 民 生 活 部 長	一 戸 清 志	監 査 委 員 事 務 局 長	相 馬 正 治
経 済 部 長	奈 良 進	消 防 長	駒 井 祐 正
建 設 部 長	中 田 博 光	教 育 委 員 会 委 員 長	内 山 浩 子
水 道 部 長	櫻 庭 正 紀	教 育 長	佐 藤 満 廣
尾上総合支所長	葛 西 光 雄	農 業 委 員 会 会 長	古 川 寛 三
碓ヶ関総合支所長	花 岡 敏 則	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 職 務 代 理	佐 藤 正 道
教育委員会事務局長	芳 賀 秀 寿	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 明

出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	小 野 勝 一 郎	主 査	古 川 聡 子
議 事 係 長	浅 原 勉	-	-

午前10時00分 開議

議長
(田中友彦議員)

皆さん、おはようございます。
 ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。
 御手元に配布しました、議案第60号財産の取得について、議員派遣第1号議員の派遣について、この2件は最終日15日に審議する予定でありますので御熟読願います。
 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。
 第6席、9番、對馬 實議員の一般質問を許します。
 對馬 實議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。
 對馬 實議員の登壇を許可します。
 對馬 實議員、登壇。

9番
(對馬 實議員)

(對馬 實議員登壇)

改めまして、おはようございます。

本議会第6席を賜りました、9番、對馬 實です。

平川市発展のため、住民のよりよい生活向上のために、先の通告順に従って質問してまいりますので、御答弁よろしくお願い申し上げます。

まず始めに、太陽光発電の有効利用についてお伺いいたします。

昨年の3.11大震災以降、自然エネルギーが見直され、国、県もその対応に取り組んでいる昨今ですが、幸い当平川市には各学校に太陽光発電の設備があり、平川市地域防災計画の中でそれぞれの学校が避難場所に指定されておりますが、災害で停電した場合、受水槽からの送水停止によるトイレの使用不能、電気通信設備、照明などが使用できなくなります。

本年度、少量の非常用発電機が整備されるようですが、それではとても需要が満たされるとは思いません。そこで蓄電設備を設けてはいかがでしょうか。1基200万くらいの設備投資になりますが、緊急時に対応できる対策ではないかと思えます。

また、同じ趣旨ではありますが、本庁舎に設置されている太陽光発電設備につきましてもお知らせください。

次に、2点目の質問として防災についてですが、このことについてはいろいろな分野から、一般質問がなされてきました。私は地域の役割及び連携についてをお伺いします。

災害が発生した場合、行政の対応だけでは限界があると思えます。言葉は悪いのですが、昨年の大震災がよい教訓になったのではないのでしょうか。災害時人間は、どうしても慌てるものです。意思疎通ができなかったり、思うように物事が運ばなかったり、いろいろなことが起こりうると思えます。それを解消するには、普段から防災体制などに関する情報交換を行うことや、災害時には隣接の町会間でそれぞれ保有する防災機材や、資材などを融通し合うことも考えられます。

例えば、A町会とB町会が同じものを保有するのではなく、A町会が機材を保有すればB町会は資材を保有し、災害時にはお互いに必要なものを貸し借りし合う。このことにより、経費の抑制もできると思えます。そのためには、先ほども申し上げましたが、情報交換や町会間の協力体制を構築することが大切ではないかと思えますが、市の考えをお知らせください。

次に、自主防災組織についてお知らせください。

このことに関して、私は平成20年9月議会でも取り上げております。そのとき、市長の答弁では、「防災組織があるのは市内で3箇所。一たん災害があったときは、大きな災害になる可能性がありますので、これからはみんなで民間組織をつくるために努力してまいりたい。」という答弁をいただきました。それがようやく本年の防災関係の主要事業の一つと

議長

市長
(大川喜代治)

して予算計上されましたが、現在の取り組み状況をお知らせください。
以上、要点のみの質問となりましたが、明確なる御答弁をよろしくお
願い申し上げ壇上から終了します。

(對馬 實議員降壇)

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

皆さん、おはようございます。

第6席、對馬 實議員の一般質問にお答えをいたします。

1の太陽光発電の有効利用についての の部分は、教育長に答弁をし
ていただきます。

の庁舎の現状についてでございますけれども、本庁舎の太陽光発電
設備につきましては、平成14年度に、公用車車庫の屋上を利用して出力
30キロワットのシステムを設置し、本庁舎の使用電力の一部として活用
しております。この設備には蓄電設備がないため、現状では停電時には
使用できません。また、昨年、東日本大震災の停電時は本庁舎に備えつ
けの非常用発電機を使用しましたけれども、年式が古いこと、容量が小
さいことから非常時の必要量の電力を確保できませんでした。

以上のことを踏まえて検討し、今年度は新たに本庁舎の発電機を更新
し、災害等の停電時に対応することとしました。本庁舎の太陽光発電は、
今後とも庁舎使用電力を補うため活用していきたいと考えております。

2の 地域の役割及び連携についてでございますけれども、東日本大
震災のような大規模な災害においては、行政の対応だけでは限界があり、
住民、地域による防災への取組みがいかに重要であることを再認識したと
ころです。このことから、地域の平常時の取組みとして、防災活動につ
いて、地域住民の方々が集まって話し合い、互いに支え合う関係を構築
することが重要であると考えます。

また、災害発生時には、地域内での災害情報の収集及び救援情報の伝
達、初期消火、安否確認などの初期対応を組織的に行うことが、被害を
最小限に抑えるための重要な役割であると考えております。

御指摘のとおり、普段から近隣の町会間で防災体制や資機材などに
ついて情報交換するなど、協力体制を構築することが、経費の抑制や災害
時には有効に作用するものと考えており、市といたしましても、体制構
築に向けた方策を検討してまいりたいと思います。

の自主防災組織の設立についてでございますが、自主防災組織の設
立につきましては、昨年度より、町会や行政委員連絡協議会に働きかけ
を行い、その結果、今年度中に設立の意向を示している町会は27町会、
来年度が12町会、このうち9町会に対し説明会を実施しており、設立に
向けた動きが徐々に見られてきております。

検討中などの町会につきましては、引き続き設立に向けて積極的な働

きかけをしてまいります。また、設立後、必要となる防災資機材の整備費用について自主防災組織育成事業補助金制度により支援を行うこととしております。

今後も、地域の減災・防災力を高めるためにも町会、行政委員連絡協議会と協力しながら、自主防災組織設立・育成に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

(市長降壇)

教育長。

第6席、對馬 實議員の1の質問にお答えをいたします。

現在、市内の学校はすべて避難所として指定されております。そのうち葛川小・中学校を除く小学校9校と中学校4校の計13校に太陽光発電設備が設置されています。いずれも蓄電方式にはなっておりません。

對馬議員が心配するのをもっともなことで、私たち教育委員会もまた、そのように思っておりました。

しかし、幸いなことに、本年度から環境省所管による再生可能エネルギー等導入推進基金事業が、実施される予定になっております。

この事業は、東日本大震災を契機とした電力需給の逼迫への対応のため、地域資源を徹底活用し災害に強い環境先進地域をつくることを目的としております。この事業によりまして、停電時に太陽光で発電した電力を蓄電して、災害に利用することができるようになります。

いままである施設の規模や限られた財源の中での計画ではございますけれども、非常時での必要最小限の電力を確保できるものと思っております。私たちもこれから努力してまいりますので、御理解をいただきたいと思えます。以上です。

9番、對馬 實議員。

どうも明解なる答弁、ありがとうございました。

最初に順を追って、再質問してまいりたいと思っております。

今、教育長のほうからですね、再生可能エネルギーの事業があるということですが、これ容量は大体いくらかの容量なもんですかね、予定しているのは。それと、その容量でですね、災害時に間に合うものかどうか、それも合わせてお聞きします。

それとですね、今年度非常用発電機、少量ですけどもそれを設置する予定。あとですね、投光機とかですねコードリールとか、石油ストーブ4台とかですね、そういうのを見込んでいるようですけども、これは冬場の災害の部分だと思います。これはあくまでも必要最小限の設備だと思います。3.11のときもですね生きてよかった。最初はそういうふうに思うわけですよ、人間は。それから段々時間が経つとですね、待遇が悪いとか、隣近所の人がどうのこうのと、段々贅沢になってくるわけですよ。そこら辺も踏まえながらですね、今年度はこれでいいですけども、25年度からの太陽光の蓄電池ということもありますので、そ

議長
教育長
(佐藤満廣)

議長
9番
(對馬 實議員)

のときからでもですね最低限以上、その人間心理の部分も踏まえながら、そういう設備もしていただければなあと思っています。それを再質問でお願いします。

それとですね、本庁舎ですけれども、機能しなかったということですが、新しく発電機もやるということですが、果たしてそれで間に合うのかどうかですね。あくまでも市役所が災害時には、司令塔になると思います。あくまでもその司令塔がですね、各地区に指令を出さなければだめなときは、ある程度十分とは言わないが、十分に発電機の大きなやつをつけてですね、コンピューターも停電したときでも作動するような大きい発電機にしていればと思います。

それとですね、自主防災についてですけれども、私、先ほども言いましたけれども、20年のときは3箇所しかなかったということで、今回は合わせて39町会ぐらいですか、そのくらいが賛同しているということで、平川市全体ですとまだ半分ぐらいですね。私の通告した後に回覧として、その自主防災について町会に回覧になりましたよね。その中にですね、見出しが「自主防災を作ろう」ということで、回覧が回りました。その中で補助金の問題も出てきました。20万プラス世帯数2,000円ということで、回覧が回りましたね。あと町会が約半数、これからだと思えますけれども、そこいら辺もまた、市として努力してもらいたいと思います。

それとですね、非常用の毛布とかはどうなっているものでしょう。東日本のときは、平川市から災害の部分として毛布とか含めて派遣したと思ってました。市も大きくなりましたので、市民の皆さんに行き渡る部分はないかと思えますけれども、そこいら辺の非常食とかもどうなっているのか合わせてお知らせください。

議長
教育委員会事務
局長（芳賀秀寿）

教育委員会事務局長。

對馬議員の質問の中で、太陽光発電の蓄電池の容量はどうかということと、それからその容量でどういった対応を考えているのかという、その二つの質問かと思えます。

まず一つ容量としては、10キロワットでございます。今回の私ども計画しています新しい蓄電池のシステムは、蓄電とそれから自立運転の二つの方法で考えていまして、そういった中でどういったことが想定されているのかといいますと、例えばノートパソコン、プリンター、テレビ、照明、携帯電話の充電、固定電話、炊飯器、これは炊き出し用というが非常用でございます。そういったものでもって、とりあえずの緊急避難場所としての機能は果たせるのだらうという想定でございます。以上でございます。

議長
総務部長
（古川鉄美）

総務部長。

本庁舎の発電機ということですが、無事24年度で予算化していただきまして、全体で3,500万という予算化がなされました。その中で発電機の大きさですが、250キロボルトアンペアということで、これはねぶたの発

電機の12、3倍ということで、十分本部機能もですね、それから電算のほうも十分に賄えるということで設置しております。

それから自主防災組織で、今年重点的に町会の皆さんにお願いするということで、会議も何回も開いておりますし、それから町会のほうにも出向いて説明をしております。その中で、最初は設置していただいた組織には非常用発電機、それから非常用の食料ですね、そういうものを提供させていただくということで、全町にわたってですね、これは何年かかるかは……、今年中には終わらないとは思いますが、早い年度で全町に組織してもらおうという計画で進めております。

それから、毛布とか非常用の食料ということでの質問がありましたけれども、これは実は災害があった所から余ったと言えればおかしんですが、そういうものもいただいておりますし、それから弘前の広域ということでまだ十分とは言えないわけですが、これから足りるような方策で準備を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長
9番
(対馬 實議員)

9番、対馬 實議員。

非常用食料とかについても、これから準備するというので、災害はいつ起こるかはわかりませんので、できれば早めをお願いしたいと思います。

それとですね、前にも訓練で赤十字の方々が炊き出しとかやってくれて、そういうのも訓練の中にありましたけれども、自主防災のその中の一環として、その炊き出しの部分も婦人会の人たち、赤十字のほうとも話をすすめながらですね。最初つくってからの話だと思いますけれども、詳細について煮詰めていただければなあと思います。以上で、終わりたいと思います。

議長

9番、対馬 實議員の一般質問は終了いたしました。

まだ休憩時間には早いわけですが、議事運営上の都合により10時40分まで休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 開議

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第7席、13番、齋藤律子議員の一般質問を許します。

齋藤律子議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

自席において齋藤律子議員の一般質問を許可します。

13番、齋藤律子議員。

13番
(齋藤律子議員)

ただいま、議長より一般質問の許可がありました、13番、日本共産党の齋藤律子です。

今議会は大きく分けて四つの項目で質問をします。1番目の質問と2

番目は、そのままの質問ですので簡単に済む内容となっていますので、答弁者の御協力をよろしくお願いをいたします。

それでは、通告に沿って一般質問を行います。

まず、最初の質問は、平川市市民歌制定の行方と、これまでの経過と提言について質問をいたします。

平成24年3月19日、平川市の名誉市民であられた、作曲家の櫻田誠一氏が亡くなり、平成24年5月12日、有志の呼びかけで地元平川市で「櫻田誠一先生をしのぶ会」が開催されました。しのぶ会の終わりに、遺族の方のお礼の挨拶があり、その中で櫻田誠一氏は生前平川市民歌がまだできていないことを、大変気にしていたという旨のお話を述べていました。

正式な依頼もない中で、櫻田誠一氏は生前なぜ市民歌のことを気にしていたのでしょうか。ふるさとを愛し、津軽を原点に常に第一線で歌謡界を牽引してきた作曲家として、櫻田誠一氏は平川市民歌へのかかわりを強く求めていたのではないのでしょうか。

市当局のお話では、平川市民歌については平成23年10月から、計3回にわたって開かれた「キャッチフレーズ等検討委員会」の中で、話をしてきたということです。櫻田誠一氏が故人となってしまった今、市民歌については、今後、櫻田氏からアドバイスを受けたりすることはできない状況にあります。今後は市民歌制定については、市が選定したメンバーによる「キャッチフレーズ等検討委員会」での結果が、大きく左右していくことになるかと考えています。

また、市民側からの提言として、「尾上町民歌の曲に新たな歌詞をつけ、平川市民歌として復活させたらよいのではないか。」という意見も数多く寄せられています。市民歌について経過も含め今後の行方など、市当局の考えをお聞かせください。いずれにせよ、市民歌を歌うたびに平川市の再認識につながり、市民の一体感の醸成を促す親しまれる市民歌の誕生を早期に願うものです。市長、答弁をお願いいたします。

市長、自席で答弁願います。

第7席、齋藤律子議員の一般質問にお答えをいたします。

1の平川市民歌制定の行方についてでございますけれども、市民歌については、昨年10月から今年1月までの3回にわたり、有識者等で組織する「平川市キャッチフレーズ等制定検討委員会」において制定を検討したものであります。検討の結果、市制施行10周年が一つの契機であることから今は時期尚早と考え、少し時間をおいて再検討するという結論となり、キャッチフレーズのみ制定したものでございます。また、櫻田誠一氏が亡くなる前に検討していたもので、もし制定するとした場合は櫻田先生に作曲を依頼することも選択肢の中の一つとしておりました。しかし、今は制定しないという結論となったことから、作曲を誰に依頼するかまで検討には至りませんでした。

議長
市長
(大川喜代治)

議長
13番
(齋藤律子議員)

齋藤議員の提言にあります、尾上町民歌の曲をもとに詩の内容を変えた平川市版の市民歌については、制定するとした場合の選択肢の一つとして考えられますので、今後の参考としたいと考えております。

13番、齋藤律子議員。

それでは、質問をいたします。

昨年10月から今年の24年1月までに、計3回の策定検討委員会が開かれたということですが、このときには既に櫻田誠一氏は病床に伏しておられたということ、しのぶ会に参加をして知りました。昨年のちょうど今頃から体調を崩したということです。その時期に市民歌を会議にかけるということは、櫻田誠一先生のそういう事情もよく知っていたのでしょうか。全く知らないでかけていたということでしょうか。

議長
総務部長
(古川鉄美)

総務部長。

全くそういうお話は、聞いておりませんでした。

議長
13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

いずれにせよ、市当局でも検討していることであって、市民歌は何らかの結論を出さなければいけない問題とっておりますので、市長が今、答弁したように選択肢に入れるということでしたので、ぜひその方向でよろしくお願いをしたいと思います。

それでは2番目の質問に移ります。

2番目の質問は、食育推進と人事異動についてお尋ねをいたします。

1点目の質問は、健康推進課の事業に必要な専門職員の栄養士を、なぜ農林課に異動させたのかということで質問をします。健康推進のため、また、食育推進計画を今後積極的に推し進めるために欠くことのできない栄養士を、3月末に発表になった人事異動でなぜ農林課に異動させたのかお伺いをいたします。市長、答弁をお願いいたします。

2点目の質問は、健康推進課では専門職員である栄養士がいらないなか、これからの事業計画をどのように展開していくのかお尋ねをいたします。健康推進課では平成22年度に策定した食育推進計画行動プランに基づいて、平成24年度の事業計画を策定していると思いますが、栄養士がいらないなかどのように対応していこうとしているのかお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

3点目の質問は、異動となった専門職員である栄養士の移動先である、農林課での今後の役割についてお尋ねをいたします。栄養士として採用したのですから、知識と経験を生かせるような仕事をするべきでないかと思うのですが、農林課での今後の役割はどのようになるのかお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

議長
市長
(大川喜代治)

市長、自席で答弁願います。

2番目の食育推進と人事異動についての質問でございますけれども、に対してお答えをさせていただきます。

最近の人事異動は、一般事務職員、専門職員の例外を設けることなく、合併以来、異動したことがない職員を優先的に異動の対象としております。

近年、行政事務が専門化、複雑化するなかで、長く同じ業務に携わることは、確かにその業務に精通する反面、職員にとっては広く知識を得る機会を失うことにもなり、ひいては、市民サービスの低下につながるものと思っております。また、マンネリ化すると業務に対する意欲が薄れがちになる場合もあるかと思えます。

以上のことから、御指摘の職員が異動後も事務に大きな支障がない方策が考えられるものと判断し、職員の将来及び市民サービスの低下を招かないことも考慮しながら異動させたものであります。

今後とも、専門職員の育成を図ること、職員には幅広く実務を経験してもらうことの調和を図りながら、人事異動の適切なサイクルを考えてまいりたいと思っております。

でございますけれども、食育推進計画は3つの重点推進目標がございます。その中で健康推進課では「バランスのとれた食生活を積極的によびかけます」を目標とし、今年度の事業計画を策定しております。

計画した事業を推進していくために、専門的な職員がいないなかでこれからどのように対応していくのかということの御質問でございますが、齋藤議員も御存知のとおり、健康はバランスのとれた食事と適度な運動が必要だということから、24年度の事業推進に当たっては、栄養士に代わり管理栄養士と健康運動指導士をお願いをし、取り組んでおりますので、御理解願いたいと思えます。

の部分でございますけれども、異動先での今後の役割についてでございますが、現在は、農業振興係員として野菜・花卉・施設園芸全般と、戸別所得補償制度に係る事務等の仕事をしております。農林課に配属したことから、補助事業の制度や農業関係の事務等幅広く実務を経験し、一般事務職と同等の行政事務の知識を習得してもらいたいと考えております。

市民からの行政に対するニーズも多種多様になってきております。市民に対する質の高い行政サービスを提供するため、新たな発想で課題に挑戦する、高い資質と能力を備えた職員を育成してまいりたいと思っております。以上でございます。

13番、齋藤律子議員。

それでは質問をします。

今回の人事異動は、例外を設けなくて長い職員を異動させた。こういうことで受け取りました。それも確かに一理あると思えます。しかし、専門職として採用されたからには、やはりその専門職を生かせることが必要ではないかと思っております。今回の答弁を聞きますと、農林課の先では全く別な仕事をしているというふうに答弁を聞きました。農林課は

議長
13番
(齋藤律子議員)

議長
経済部長
(奈良 進)

食育推進の要でもある課です。そういう意味でせっかく行った栄養士が、その知識や経験をもっと農林課でも生かすことができると思うのですが、なぜ今回全く別な仕事に就かせたのでしょうか。食育推進ということでもあるので、今回は一般質問で取り上げたわけですので、御答弁をお願いいたします。

企画財政部長……、経済部長。

大分財政のイメージが強いのか、経済部長の奈良でございます。

栄養士が、食育に全く携わっていないということではございません。先ほど市長が申しましたとおり、補助事業の制度、地方事務の一般の農業関係の事務ですね、そういうことを習得していただいて、幅広い知識をつける。これは我々地方自治に携わるものの義務でございますので、そういう意味で花卉や野菜や施設園芸の担当にしておりますが、先ほど申しましたとおり、食育についても一部担っていた部分があります。またこれについては、県も同様な動きがありまして、県土整備部から総務部へ異動したりですね、逆ももちろんあります。農林部から例えば財政担当になったりですね、そういうことが多々ありますので、そのように職員を育成するうえでの一環の考え方ということで進めております。

議長
13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

今、県のほうの例を出しましたが、県のほうは今回は参考にしなくてもいい質問だと思っております。

食育に全く携わっていないということではないという御答弁でした。じゃあ、具体的に食育について一部を担っているということですが、その業務はどのような業務ですか。具体的にお知らせください。

議長
経済部長
(奈良 進)

経済部長。

食育をいかに児童・生徒にうまく教えるかということで、今、着ぐるみを作ってますね、その着ぐるみによる寸劇ですが、それによって食育の大切さを、児童・生徒に理解してもらおう事業を話し合いの中で突き詰めてきました。その着ぐるみの寸劇をいかにうまくつくるか、という部分を担っていただいているということでございます。

議長
13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

一般事務や行政業務を幅広く知ってもらう、これは大変必要なことではあります。しかし、やっぱり専門知識をもっているわけですから、経験もあるわけですから、着ぐるみを……、もう一度おっしゃっていただきたいのですが、うまくつくると言いましたか。

(「着ぐるみの寸劇です」と呼ぶ者あり)

13番
(齋藤律子議員)

寸劇をつくるわけですか。じゃあ、着ぐるみは既成のものを買ってくると思っておりましたが、その中に入る人たちを動かす、その寸劇の内容をつくると理解してよろしいですか。

議長

経済部長。

経済部長
(奈良 進)

御指摘のとおりです。また、着ぐるみは一般に売っておりませんので、すべての着ぐるみは、みんなオーダーでつくることになります。したがってそのオーダーでつくる着ぐるみのデザイン等も担当してもらっておりますが、主な食育についての担当はそのようなストーリーをつくる。いかに子どもたちに理解してもらえるか、というふうなことが大事ですので、そのストーリーをつくることを担っていただいている、ということでございます。

議長
13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。
何かもったいないと思います。ストーリーをつくるといっても、そういうストーリーも既成のものがあると聞いております。着ぐるみはオーダーであってでも、それはある程度ピーマン……、前の答弁ではピーマンや、ピーマンじゃない野菜。ニンジンとか平川市の特産。リンゴとかそういうものをつくると聞いておりますので、そのリンゴも手足をつけるものなのか、人間の手足でやるのか、頭だけリンゴにするのか、そういうことは担当課で決めればいわけですが、そういうことじゃなくて、もっと農林課の食育推進、平川市の食育推進を担う立場にもっと利用できるはずですよ。それしか今のところ考えてはいないのですか。今後のことも合わせて御答弁ください。

議長
経済部長
(奈良 進)

経済部長。
先ほども申しましたとおり、広く知識をつけていただくということが主な目的であります。したがって、栄養士、栄養士というふうな細かいこだわり方はしないですね、広くつくることがメインですので、それはもちろん食育にも携わってもらいますが、栄養士が栄養士としてそれ以外の仕事をしないんだというようなことは、今、許されませんので、広く知識をつけていただくということで、今後も使っていく予定です。

議長
13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。
これ以上、平行線をたどることになると思いますが、せっかく栄養士を配置したんですから、農林課の食育推進のためにもっともっと活用して、もちろん一般業務も。もちろん職員ですから辞令一つでどこへでも行かなければならないわけですが、それはそれで農林課は食育推進の要ですから、その事業にもっと使っていただきたい。その事業も、もっともっと前に進むように使っていただきたいということを申し述べて、3番目の質問に移ります。

3番目の質問は、災害復旧についてお尋ねをいたします。
まず、1点目は、2012年3月30日から31日にかけての大雨と融雪に係る被害についてお伺いをいたします。今冬は御存知のように、近年にない記録的な豪雪にみまわれ、その大雪の融雪時期と重なった2012年3月30日、31日の大雨は平川市にも大きな災害をもたらしました。

尾崎木戸口、農地、リンゴ園、0.1ヘクタール、被害額600万円。広船

広沢、農地、リンゴ園、0.01ヘクタール、被害額30万円。広船山下、農地、リンゴ園、0.1ヘクタール、被害額1,000万円。この3箇所が、県のほうにも報告となっています。

今回、被害を受けた前述の3箇所は、雨量が1時間20ミリメートル以上、24時間80ミリメートル以上の災害復旧事業の基準である気象データの関係から、国の災害復旧事業には該当しないようで、国庫補助は受けられないことになっているようです。発表になっている、24時間最大雨量線図で該当、非該当の区域が線引きされていますが、平川市の被害地は線引きされた境界付近で発生しています。

個々の場所での降雨量の測定は緻密でないうえ、時期的に融雪の水分をたっぷり含んでいるうえ、土地の形状、地質等、自然界は、はかり知れない関係にあり、機械的に線引きをする問題では片づけられません。国の災害復旧事業の対象とならないことに対しては、大変遺憾に思っています。何事にも基準を設けることは必要ではありますが、国に対してはしゃくし定規的な基準ではなく、災害に至るまでの状況を考慮した災害認定をするように強く求めるものです。平川市は国の災害復旧事業の対象になるよう、引き続き国に対して働きかけてくださるよう求めます。市としての今後の対応策をどのように考えているのかお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

2点目は、原因究明と今後の対策についてお尋ねをいたします。今回の質問で取り上げた、災害地3箇所の中の広船山下、農地、リンゴ園、0.1ヘクタール、被害額1,000万円、災害復旧事業対象外となっていますが、このことを取り上げてお尋ねをいたします。

広船山下の災害地は、1998年に国や県、当時の平賀町などから補助を受け、自己負担金もありました。地形改良や改植工事等を行った場所です。工事終了後、畑の持ち主に引き渡す前に崩壊し、2回目は2年後の2000年に崩壊、そして2012年雨と融雪に係る被害で3回目の崩壊を起こしている場所です。

この広船山下の場所は、これまで述べたように同じ場所が崩壊していることから、融雪と大雨によるもののほかに原因があるものと推測していますが、被害原因について分析を市はどのように考えているのかお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

また、この場所が再び被害を受けないために対策を講じる必要があると考えていますが、その対策をどのようにしていこうとしているのかお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

市長、自席で答弁願います。

3番目の災害復旧についてお答えをいたします。

の部分でございますけれども、3月30日から31日にかけての降雨と融雪による災害については、農地災害が広船地区2件、尾崎地区1件の合計3件発生しております。

議長
市長
(大川喜代治)

この3件は山林を含む樹園地ではありますが、復旧については国庫補助事業の対象範囲から外れていることから、市と土地所有者が折半して実施する単独事業と、一部の山林については県補助事業の小規模治山事業で進めているところでございます。

災害の国庫補助事業となりうる対象範囲の設定については、公共機関の気象データに基づき県が行っておりますので、公益上やむを得ないと考えております。しかし、災害要件に満たない気象条件であっても、現実には災害が発生しているわけですから、国庫補助とならない場合の県補助等の制度について確立できないか、要望活動を行ってまいりたいと考えております。

の災害原因の究明と今後の対策についてでございますけれども、広船山下地区の被災した園地は、以前に改植事業により園地の改良整備を行った場所であります。整備内容については、当時の補助基準と土地所有者の意向に沿うよう施工したものであります。その後、施工業者の好意で1回補修し、2回目は土地所有者の自力施工で法面を復旧しましたが、その際に湧水箇所があることも確認されました。今回の被災原因については、急激な融雪と降雨により法面が不安定となり、地山と盛土材の間で、すべりの現象が発生したことが原因と思われます。

今後の対策として、土地所有者からの希望があった場合には、湧水処理と盛土形状の安定を図った設計で施工するよう考えております。以上でございます。

議長
13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

平川市の被害額が、県の資料見ましても一番大きいということで報告をされております。特にこの広船山下の所に、私はちょっと注目をしてみました。ここが同じ箇所が3回も行われていることはなぜかということで考えてまいりましたが、その当時かなりの方がこの事業に参加をしているわけです。それで大体見ましたら、田んぼに土を盛ったり、いろいろなことをしてリンゴの改植事業などに参加をしていると。ここは山を崩したり、整地したりしてやったわけで、自然をそういうふうに加えるということは、こういうことがあり得るのではないかとことが一つ。それと湧水があったということです。2回目のときに湧水が確認されたというふうに、今、答弁でそういうふうに聞きました。が、初めっから湧水があったという証言も聞いております。どちらが本当なのでしょう。

議長
経済部長
(奈良 進)

経済部長。

私たちも人事異動で代わっていくわけですが、私が聞いたのは2回目で湧水があったと、わき水ですね。それがあったというふうに聞いています。土地の持ち主の方は、その前からあったんだということなのかもしれませんが、私たちは2回目で湧水があったといことは聞いたというふうなことで……古い人から聞いております。

議長 13番 (齋藤律子議員)	13番、齋藤律子議員。 まず、そのわき水に、そこは1回目か2回目かはともかく湧水があったと。施工してから2年後の2000年のことですね。それで、そのわき水に土を被せてそのまま施工したという話も聞いておりますが、これは市当局でもわかっていると思いますが、いかがでしょうか。
議長 経済部長 (奈良 進)	経済部長。 その辺の詳しい経緯については、私もこの工事そのものに携わったわけでないので、よく理解しておりません。
議長 13番 (齋藤律子議員)	13番、齋藤律子議員。 いろいろ県が出している資料をちょっと見てみますと、その湧水のごとは県のほうでも話になっているということですが、もう一つ法面が崩壊しているわけですね。その法面も急勾配だという……、写真で見ても見受けられますが、この法面は通常どのぐらいのものが……、法面の角度がよろしいのでしょうか。
議長 経済部長 (奈良 進)	経済部長。 まず、この補助事業の進め方ですが、まず補助の基準があります。その基準にのっとって設計したものを、当然、国の事業使うわけですので県を通して国に見てもらって、これでいいよというふうな、お墨つきをいただいて工事をするということで進めております。したがって、工事の設計基準等に合ったものでありますので、その法面が何パーセントで崩れるとか、それはケースバイケースで違うものと思いますので、今、ここでは法面の角度等については、よくわかりません。
議長 13番 (齋藤律子議員)	13番、齋藤律子議員。 法面はよくわかりませんと言うのですが、今の角度は大体どのくらいですか、いろいろ災害が起きた後、検討しているわけですからわかっていると思いますが、お答えください。
議長 経済部長 (奈良 進)	経済部長。 当然崩壊した土地ですから、土に大分水を含んでいるんですよ。崩れる可能性まだありますので、水が土の中から抜けて復旧の段取りができるまでは、手をつけていませんので、角度等については測定しておりません。
議長 13番 (齋藤律子議員)	13番、齋藤律子議員。 それだったら今後の対策を立てられないじゃないですか。大体で、それが1度くるって答弁、2度くるって、5度くるってという問題ではなくて、大体でも結構です。お答えください。
議長 経済部長 (奈良 進)	経済部長。 まずこれは、市単独の災害復旧になります。国の補助事業として認められなかったわけですから。そこで耕作者、土地所有者ですね。と協議して費用等出した後に、土地所有者がどのような工事に同意してくれるのか。そういうことが決まった後で進んでいくわけですので、今のところ

議長
13番
(齋藤律子議員)
議長
経済部長
(奈良 進)

るでは、まだ現地に手をつけてどうのこうのとできる状態ではないんですよ。

13番、齋藤律子議員。

2000年に崩壊したとき、それから1998年のこの事業を施工したときの記録はないんですか。部長、お答えください。

経済部長。

それはもちろんあります。

議長
13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

今後の対策を取るならもちろん、その1998年、2000年のことがどうなっているのか、それを調べなくては今後の対策は取れないと思うのですが、なぜお答えできないのでしょうか、答弁をお願いします。

経済部長。

議長
経済部長
(奈良 進)

それらをもとにして、これから設計することになりますが、先ほど申しましたとおり、土地所有者の希望もあるわけで、それらが固まった時期、そしてまた今現在まだ湧水を含んでおりますので、それが抜けるまではできないんですよ。

議長
13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

現状はわかります。現状でなくて私は法面の、斜面が写真などで見ても急だから、もう少しなだらかにしたらこの事故が防げたのではないかと思っているのでお聞きしました。当時の資料があるならば、その角度とかもわかっていると思いますので、ここでいろいろやり取りをしても部長からは答弁が出てこない。そういうことになります。

今後のことは地権者の意向もあるので、それはそれで地権者の意向も反映させる、それは当然100%反映されなければ困るわけですが、ここの事業をやったときに、いろいろな昔の資料を持っている方がおりまして、旧平賀町では55人ですか……、なんかいろいろ持っています。それで、私の知り合いもおりましたので、ちょっと手に入りました。するとこの山下の所はですね、当時420万自己負担しているんです。2年後は200万。計6百数十万負担をして、また崩壊した所を……、もちろんその他の補助もあったと思いますがやってるわけですね。今回は額が大きいです。そうするとこれは今の農業事情を考えると、とてもじゃないけれども、それを今、単独でやって2分の1、市と地権者が折半をしたとしても、それを取り戻せるものではありません、今の農業事情から。そういうこととして、こういう何かしら問題がある所に常にお金がかかっていく、こういうことでは困ると思っています。これは今の大川市長には関係がないかも知れませんが、14年経った今、こういうことがまた出てくるわけです。ですから、そこを心配して言っているわけですが、これ今後、いろいろまた何かあるかわかりません。そういうことでは、どういう見解を持っていますか。答弁をお願いします。

議長
市長
(大川喜代治)

市長、答弁。

先ほども申しましたけれども、最初は国庫補助の部分でずうっときましたので、結果的には計画に沿ってやってきたわけですから、それはそれで……。それで本来であれば、事故なくてそのまま経営ができればいいんですけども、結果的に今回3回目になってると。そういうことで、今現在状況がさっき部長から話したように、まだ手をつけられない状況にあると。そういうことですので、これからやるには土地の所有者と市が折半でやるようになるわけですから、先ほどの議論を聞いて、その前の部分は国、県の枠にはめられてきたんだと思いますけれども、これからの部分であれば、市が単独でやるべきですから、当事者と市が国とか県に縛られなくてやれるわけですから。そこら辺を2000年、それから1998年の2回の部分を十分調べて検討して、それに耐えられるような方法があると思いますので、それらを十分担当のほうに検討させて、事業者がやるというような申請があった場合、対処したいと思っています。

議長
13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

今のところは、それしかお答えができないと思います。しかしながらその国の災害復旧事業に該当するならばよかったわけですが、これはなかなか変えられない。という先ほどの答弁でした。ですから私はもっと基準をですね、その状況に応じてやっぱり緩和をしてほしいと。それは強く県を通じて国のほうに働きかけて今後もいってほしい。

ただですね、いろいろ調べてみましたら、一度だけこの基準が緩和され、災害復旧事業が認められたときがあります。それは御存知ですか、どこか。

議長
経済部長
(奈良 進)

経済部長。

いや、存知あげておりません。

議長
13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

それは、平成16年新潟中越地震の被災地域で起こったことですが、その翌年の融雪災害の基準が緩和されたわけです。震度5以上の地域で、かつ融雪量が過去5年間平均と比べておおむね1.5倍であったということで、いろいろな地元の人たちの声も大きなものがあったと思います。それで動いたというふうに聞いております。今回も1年前に、まず大きな地震が起きているわけです。それ震度5以上でなかったとしても、大きな地震が起きている、この東北地方を襲っているわけです。その山を割って私、調べたわけでないで、その土地でどういうことが起きているかはわかりませんが、やはり造成した軟弱な地盤の中ではかなり影響があったかと。そしてさらに例年にみない豪雪。この雪解けの時期にこういうことが起きているというのは、因果関係はないとは言えないと思います。そういう場合ですから、そういうことも含めてですね、そのしゃくし定規的な緻密でない、そうした雨量の計測。そうしたことで線引きをされ

て、すぐ線引きの内と外。本当に近いんですこの平川市の3箇所は。そういうことでは、私は災害復旧事業に該当する事業だと思っています。ですから、これからも粘り強くこういうことを県を通じて国に働きかけていくことが、市長の責務でもあると考えています。そういうことで、何よりもとにかく農家の現状を考えた場合に、こういう農地が被害にあるということは、収入の減少にもつながっていきます。それを取り戻すためには、2分の1とはいえども、それは市でも単独でやってくださるんですから、それはそれで市でもほっとくわけにはいかないと思っているから、そういう措置を取っていると思いますが、これもまた負担が大きいものと思います。

これ以上いろいろと質問を重ねても、いろいろわかっているんでしょうけれども答弁が出てまいりません。ぜひ答えられなかったことは、今後やはり調べて、その湧水をどうするか、そして法面ももっと傾斜が急ではないかと思っていますので。先ほども当時の基準に合ったものでやったけれども、今度はこういうのをやるべきでないと思っているようなことを言いました。ですから、やっぱり自然災害を起こさない、そういうような施工も必要ではないかと思っています。

そういうことで、なかなかはっきりした答弁を聞くことができなかったのは非常に残念ですが、農家負担をなるべく抑えるような、そうした支援をぜひ行ってほしいと願っています。

それでは4番目の質問に移ります。

4番目の質問は、ごみの最終処分場についてお尋ねをいたします。平川市には現在、平賀地区、尾上地区、碓ヶ関地区に旧町村時代からの、ごみの最終処分場が1箇所ずつあります。

1点目の質問は、尾上地区最終処分場と碓ヶ関地区最終処分場の廃止についてお尋ねをいたします。

尾上地区最終処分場の所在地は尾上中佐渡にあり、埋立開始年は昭和48年4月1日、埋立終了年が平成10年3月31日です。碓ヶ関地区最終処分場の所在地は碓ヶ関古懸にあり、埋立開始年は平成6年4月1日、埋立終了年は平成22年1月22日となっています。いずれも現在は閉鎖をしている処分場です。両処分場とも、この6月の水質検査の結果を待って、結果が良好ならば、県へ処分場の廃止届を申請する予定と聞いています。ごみの環境問題やダイオキシン等による汚染問題が社会問題化するまでは、一般家庭ごみ以外なんでもとっていいぐらい、自治体が所有する処分場に捨てられてきました。いわば、自治体が産廃施設を保有していたと言っても過言でない実態が見受けられました。

そうしたごみに覆土して、現在は閉鎖をして、水質調査等を行い管理をしていましたが、今回6月の水質検査で廃止が認められたとしても、こうした場所は水質調査等を今後も継続して実施し、管理をしていかなければならない場所だと考えています。また、その跡地の利用や開発等

議長
市長
(大川喜代治)

にも条件があるようですが、跡地の利用や開発等は極力控えるべきであり、恒久的な管理をしていかなければならない場所と考えています。廃止に決まった場合、どのような対応をしていくつもりなのか、このことについてもお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

2点目の質問は、平賀地区最終処分場への弘前地区環境整備事務組合南部清掃工場からの焼却灰受け入れについて、お尋ねいたします。

平賀地区最終処分場の所在地は大鰐町長峰となっており、埋立開始年は平成2年5月、埋立終了年は平成30年3月31日の予定となっています。しかし、平成17年3月31日以降、一般廃棄物の搬入は禁止され現在に至っています。この平賀地区最終処分場へ平成21年から、平賀地区と碓ヶ関地区のごみ焼却灰が南部清掃工場から搬入され、覆土をし埋められています。

焼却灰の濃度については、基準よりも低く問題ないと言っておりますが、将来的に自然環境に与える影響はないものかなど考察すると、焼却灰の埋め立てには疑義を感じています。焼却灰の埋め立ては自然環境に与える影響など本当はないのか、大丈夫と言えるのか。市当局としては、どのような見解を持っているのかお聞かせください。市長、答弁をお願いいたします。

市長、答弁。

4番目のごみ最終処分場についての部分でございますけれども、尾上地区最終処分場は昭和48年4月1日に埋立を開始し、平成10年10月31日に埋立を終了しており、碓ヶ関最終処分場は平成6年4月1日に埋立を開始し、平成22年1月22日に埋立を終了しております。いずれの最終処分場とも、今年6月末時点において排水・ダイオキシンの値が基準値を下回っていれば廃止届を県に提出することとなっております。

廃止届の提出後は、県により審査や現地調査が行われ、認められれば正式に廃止となり、その後は排水の測定等は行う必要がなくなります。これは「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づいております。

このようなことから、水質に問題がないとして県での廃止が決定となった場合には、尾上地区最終処分場及び碓ヶ関地区最終処分場の排水等の測定については、実施しない方向で考えております。

また、跡地の利用については、廃止された最終処分場は指定区域として県から指定を受け、工作物を建築する場合には試掘を行い、生活環境保全上の影響の把握や、適切な施行計画及びモニタリングの実施などが必要となっております。地下に廃棄物が埋設されている最終処分場跡地に建物を建設する、あるいは何らかの開発をし利用するという必要性が現在のところないため、今後も周辺環境に配慮した敷地内の草刈り等適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

の部分でございますけれども、平賀地区最終処分場は、一般廃棄物

議長
13番
(齋藤律子議員)

の搬入は終了しており、弘前地区環境整備事務組合南部清掃工場の焼却灰のみを受け入れております。

この焼却灰については、弘前地区環境整備事務組合においてダイオキシン等の測定が実施されており、その結果は基準値よりもかなり低い数値であります。搬入された灰についても、飛散防止のため即日覆土を行っており、作業手順についても問題はないと考えております。

また、平賀地区最終処分場の排水及び地下水のダイオキシン測定は毎年実施しており、仮に埋め立てが終了した場合でも、排水や地下水について基準値を超過していないか測定することとなっており、廃止する場合でも2年間排水等が基準値を超過しないことが求められております。

したがって、焼却灰を埋め立てることについては焼却灰自体のダイオキシン濃度が基準値内であることと、排水等のダイオキシン測定を埋め立て終了後2年間は継続して行うことなどから、危険性はないものと考えております。以上でございます。

13番、齋藤律子議員。

1点目の質問です。

最終処分場の廃止が決定すれば、その後は水質調査等は必要はないと。行わない、実施をしないということであります。省令に基づいているということですが、私はこういうこともちょっと懸念をしている一人です。このごみの問題に広くかかわってきまして、ここを、まず断面を切ってみたことがあります。それは、尾上の処分場ですが。結局ごみが覆土して、サンドイッチみたいに連なっているわけですね。それに雨が含んだ場合には、そのすき間に雨を、水分を含むものですから、それが浮かんだり、ごみその場には安定していないわけです。

そういうような処理の方法をしてきたということや、やっぱり沢地とか川の跡地に埋められている。古懸の方も大変景色のいい所です。そういう所で環境汚染を心配しているのです。省令や基準がそういうふうになっているから、ということではあります。それは重々わかっております。しかし、わかっているけれども平川市としては、やっぱり恒久的にこれを井戸も掘ってあるわけですから、それをちゃんと検査をしていかなければいけないということで取り上げましたが、やはりその……、尾上の中佐渡にある処分場は川の跡地にあります。水は見当たりませんが、もとが川ですから、下にはちゃんと水脈があると専門家がおっしゃっております。長い年月、はかり知り得ないような、そういうことを予測することができないわけですので、ぜひクリアーをすればいいということですが、実施をしてほしい。尾上の処分場は2年後、問題なければと言いましたが、それが廃止に決定にならなかったんですね。そういうこともありますから、その大雨とか、地震とか、その中でごみが攪拌したりしますから、そういうことも合わせてやってほしいと思います。

それから、その後は草刈りなどで管理をしていくということですが、

今回の質問の前にも見に行きましたら、草刈りがされました。広大な所ですので、この管理には大分かかると思いますが、費用などはどのように、どのくらいかかるものですか。いつも草刈りをしているのでわかると思いますが。お知らせください。

議長
市民生活部長
(一戸清志)

市民生活部長。

申し訳ありませんけれども、草刈りの費用については、今、資料を持ってございません。

議長
13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

それから、平賀地区の最終処分場の焼却灰ですが、基準値をかなり下回っているのに、これも影響がないというのですが、やはりその影響がないなかで飛散を防止するために覆土をしていると、即日覆土をしていると。影響がないならなぜ覆土をして、そういう防止策を取らなければいけないのか、そこをちょっとお知らせください。

議長
市民生活部長
(一戸清志)

市民生活部長。

いわゆる基準よりは低いということは、議員おっしゃるとおりですけども、要するに灰ですので、飛散防止のために覆土をしているということでございます。

議長
13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

危険はないものだから、そういうあれもどうなのかなと思ったんですが、飛散のための覆土ということで受け取りました。

いずれにせよ、この旧処分場は錠ヶ関はあれなんですけど、台風19号のときにですね、被害にあったものかなり何でも埋めましたので、大変これからも監視が必要だと思うことを申し添えて、一般質問を終わります。

議長

13番、齋藤律子議員の一般質問は終了いたしました。

昼食等のため、13時再開で休憩いたします。

午後11時40分 休憩

午後1時00分 開議

議長

10番
(齋藤政子議員)

休憩前に引き続き会議を開きます。

第8席、10番、齋藤政子議員の一般質問を許します。

齋藤政子議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

齋藤政子議員の登壇を許可します。

齋藤政子議員、登壇。

(齋藤政子議員登壇)

今議会、一般質問の8席、10番の齋藤政子です。

農業問題と、市道小和森・尾崎線の土砂崩れとその復旧について。2点についてお尋ねをいたします。わかりやすく、そして御理解ある御答弁を市長にぜひお願いいたします。

始めに農業問題についてお尋ねいたします。

今年の豪雪は、雪の量はもちろんですが冷えこみによってリンゴの枝折れや、幹が裂ける被害が多く見受けられ、リンゴ農家にとっても大変な被害を受けました。

私は3月議会で、リンゴ樹の被害と対策、パイプハウス被害と対策について取り上げました。しかし、3月議会では、まだ豪雪のため農道の除雪さえ思うようにならず、リンゴ樹やパイプハウスの被害実数さえ、きちんと把握できなかった状況にありました。そこで、今議会でもう一度取り上げました。

豪雪によるリンゴ樹の被害状況と今年の収穫の見通しについてお尋ねいたします。リンゴの収穫後、初雪が降り、それはいつもと変わらない状況に見えましたが、その冷えこみは異常なほどで、リンゴの葉は正月までほとんど落ちることはありませんでした。雪の量も豪雪と言われるほどで、農道の除雪もままならず、リンゴの枝折れと幹が裂ける被害が多数見受けられ、新聞報道などによりますとその被害は3から4割とも言われ、リンゴ農家にとって23年度は花芽が少なかったことから、大幅な減収、そして豪雪によるリンゴ樹の被害とさんざんな年でした。この被害の実態、そして主なる原因。また、これに対してどのような対策を取られたでしょうかお尋ねいたします。

収穫の見通しについてお尋ねをいたします。今年のリンゴの花はまるで桜のようで、満開のときは木の下で花見をしたいと思うほどでした。去年はまるで花がなく、ところどころにぼつんと咲く花を見てため息ばかりでしたが、「今年はいいなあ、今年はいいなあ。」と畑に行くたびに思っていました。ところが田植えが終わり、実すぐりというときにはカラマツという話が出てきました。特に、ふじがまけたということでした。カラマツとは、花は咲いたものの受精せず、実にならないで落ちてしまうものです。新聞などでもこのことが取り上げられ、開花中、またその後の低温が原因かとも言われておりますが、みらい農協も行政も現地調査をしたと聞いておりますが、その実態はどうでしたでしょうか。また、カラマツが今年の収穫にどのような影響を与えるのか、それも踏まえて今年の収穫の見通しについてお尋ねいたします。

豪雪によるハウスの倒壊の被害と復旧状況についてお尋ねいたします。ハウスの倒壊とは、パイプハウスの倒壊のことです。パイプハウスと言っても、冬期間花や野菜を作っている人、また冬使っていない人。車庫や物置に使っている人。また、倒壊といっても全壊や半壊などいろいろなケースがあると思います。倒壊に対して市から助成があると聞いていますが、条件があったとも聞いています。その条件の内容と、倒壊したハウスの中で、その条件をクリアーしたものはいくつか。また、その中で復旧したのは何棟か。ハウスの被害数と復旧状況をお知らせください。

3月末の大雨による被害とその対策についてお尋ねいたします。農

地の被害状況です。前の7席の質問とタブりますがよろしくお願ひします。

被害を受けた尾崎木戸口と広船山下についてお尋ねいたします。降雨量が基準に満たなく国庫補助にならなかったこと、市の単独事業として行うとのことですが、尾崎・広船の被害内容をお知らせください。例えば、畑全体の工作面積に対して被害面積、また、リンゴの品種はどうだったのか、本数とか被害内容をお尋ねいたします。地権者との話合いなどについては、再質問で詳しく質問したいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

2、市道小和森・尾崎線の土砂崩れとその復旧についてお尋ねいたします。これは、尾崎から白岩までの間の土砂崩れについてです。この道路は市道小国・尾崎線だと私は思ひていましたが、調べてもらったところ市道小和森・尾崎線だということでした。

この土砂崩れは尾崎よりの所に3箇所、白岩公園の中に1箇所見られます。この白岩公園では、5月26日から27日の2日間、白岩まつりが開かれました。これは、昭和63年から開催され、今年で25回目を迎えた祭りです。今年は2日間とも晴れて大変にぎわいました。私たち地元尾崎では、祭りの前に白岩地区の清掃を行っております。今年5月13日の日曜日に行っております。このとき特に目立ったのが、例年より土砂崩れが非常に多かったことです。チェーンソーやトラック、各自スコップなどいろいろな器具を持ち寄り、大量の倒木や土砂を片づけましたが、今回取り上げた箇所は、住民がスコップなどで片づけられるというのではなく、そのままになっております。

その中の1箇所は、1番手前にある所です。豪雪と融雪によって崩れたものと思われ、雪のあるときから道路に赤いポールが何本も立てられておりました。あとの2箇所もそんなに離れておらず、同じ理由で崩れたものかなあと思っております。私は祭り前には復旧されるものと思っておりますが、一向に手がつけられず、祭り直前になりますとピカピカのブルーシートが道路脇に張られて、とてもとても目立ちました。

なぜ祭り前に復旧できなかつたのか、また、いつ復旧されるのか、どうしてあのようなピカピカのシートを直前に張ったのかなどお尋ねいたします。以上、2点について市長にお尋ねいたします。よろしくお願ひ申し上げます。

(齋藤政子議員降壇)

議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

市長

第8席、齋藤政子議員の一般質問にお答えをいたします。

(大川喜代治)

1番の農業問題について、の豪雪によるリンゴ樹の被害状況と今年の収穫の見通しについてお答えをいたします。

今年の豪雪による被害状況であります。平川市では4月18日に、県、農協、共済組合の協力のもと合同調査を実施しました。その結果、枝折れなどの樹体損傷と、損傷による減収分を合わせた被害額は、約12億9,700万円と推計されております。被害の内訳は、樹体被害額が約9億3,400万円、被害面積560ヘクタール、減収額は約2億1,900万円、減収量1,362トンとなっております。また、野ネズミなどの食害による被害額は約1億4,400万円となっております。

次に、今年の収穫の見通しであります。県りんご協会や津軽みらい農協によると、花の量はおおむね良好であったものの、地域によっては受粉せずに花が自然に落ちる現象、いわゆるカラマツ被害も見られるとのことであります。

私も8日に尾上・平賀・碓ヶ関と巡回をしまいいりましたが、中心花が受粉せずに側花が多いというように感じてまいりましたが、場所にもよるようですけれども、去年よりもいいということですが、平年に比べると若干劣るのではと。数にして中心花がついてれば平年並みなんでしょうけれども、側花の部分でどのくらい大きくなって、いいりんごが採れるかが、秋の収穫時の収量に影響してくるのではないかと、そういうふうに言われております。

今後も巡回指導を行いながら生育を管理することで、平年並みの収量にはなるのではないかと期待を込めて今、お話をしているわけですが、御理解をいただきたいと思っております。

の豪雪によるハウス倒壊の被害と復旧状況でございますけれども、豪雪によるハウス被害については、市内全体で被害に遭われた農家数等は個人68名・生産団体が3団体の合計71件で、倒壊したハウスは100%被害の全壊が73棟、70%被害の大破が13棟、50%被害の中破が14棟、30%被害の小破が28棟の合計で128棟の被害となり、被害総額は約3,768万8,000円となりました。

被害に遭われた農家のほうへの救済対策としては、3月補正でパイプハウス復旧支援対策事業費として1,500万を予算計上し、24年度に予算を繰越し、支援を実施することにしました。その結果、46名の方が正式に事業での再建を申し込みして、今後補助金申請等の手続きをする予定となっております。残り25名の方は、倉庫等で補助要件に該当しない方が8名、共済金等で復旧する方が8名、残りの9名の方につきましては、後継者不足等から再建しないと伺っております。

また、今回、全国的に農業被害が多かったことから、国でもその復旧費用の30%を補助することとし、先般、被害農家に対して説明会を開催して、対応したところであります。

なお、水稻育苗用に使用する生産組織及び農家については、事前に連絡をいただいて既に再建しているところもありますが、ほとんどの農家の皆様はこれから再建してまいりますので、御理解をお願いいたします。

の3月末の大雨による被害とその対策についてでございます。

3月30日から31日にかけての降雨と融雪による災害については、農地災害で広船山下地区、広船広沢地区、尾崎木戸口地区の3件発生しております。被災の概要として、広船山下地区は流出土砂500立方メートル、わい化樹りんご15本の被害、広船広沢地区は流失土砂90立方メートル、わい化樹りんご5本・普通樹りんご1本の被害、尾崎木戸口は流失土砂800立方メートル、普通樹りんご15本・杉25本が被害を受けております。復旧の対策としては、災害復旧事業の国庫補助対象区域から外れていることから、市の単独事業として実施しますが、復旧費の地元負担に対する同意、復旧工法については土地所有者と協議し進めております。また、尾崎木戸口の樹園地の上方にある山林については、県補助事業の小規模治山事業で復旧します。

2番の市道小和森尾崎線の土砂崩れとその復旧についてでございます。

小和森尾崎線道路法面崩壊の復旧につきましては、今年度9月頃の完成を目指して現在進めているところでございます。白岩まつり前までに復旧ができなかったのかにつきましては、道路法面が崩壊した原因について、大雨等による園地側からの湧水が考えられ、さらに、昨年度は6年ぶりの豪雪から各所にて土砂崩壊が発生するなど、今回復旧する法面がまだまだ水分を含み安定していないことから、復旧工法の検討も含め状況を観察してまいりました。現在、復旧方法が決定し設計作業に入っており、早期完成を目指し進めておりますので、これもまた御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

(市長降壇)

10番、齋藤政子議員。

はい、10番。

リンゴの被害の調査方法を少し知りたいんですけれども、農家何戸に対して1件とか、例えばその調査方法の基準とかあるものですか。実際どれくらい調べたのか、総合的に全体は調べられないと思うので、その実数の把握の方法をお知らせください。

それとですね、カラマツのことですけれども、ちょっと私の質問と答弁が、かみ合わなかったような感じもするんですけれども、市長は巡回したら中心花がなくて側花をたでていって、何とか平年並みになってほしいなあ、という期待もあるということでしたけれども、カラマツってそんでねんだよ。ばらばら落ちてしまって、なもねんだって。そして側花をたてるもなも、実なもついでないし。それも結構その地域によって、私、尾崎に住んでもいろんな……、尾崎全部ではなくて、いろんな条件だんでしょうけれども、まけた所とまけなかった所といろいろあるんです。ですから、もう一度この巡回したって言ってだれだれが巡回したのかわかりませんが、ふじがまけたと言ってますけれども、ほかのものは大丈夫であったのか、また、地域的にはどれくらいあったの

議長
10番
(齋藤政子議員)

か、結局なんでそのカラマツでたのか原因がどのようなものか、もう少しお知らせください。

議長
経済部長
(奈良 進)

経済部長。

まず被害の測定方法についてのお話がありましたが、これは県及び農協と我々が一緒に回りますが、そのとき県でつかまえている方法、いろいろなサンプリングする方法があるということで、それに基づくと各町会毎に数箇所ずつあるということで、それに基づいて回ってサンプリングしたと。それによって、地域間のばらつきが随分あります。5月の11、12、13、この3日間でちょうど花が受粉状態にある地域が、大きくやられたということでありました。その一番ひどいと申しますのが、碓ヶ関地域、尾崎地域が大きかったのかなという感じします。これはふじについてであります。それから品種毎の被害の状況ですが、やはりふじが先ほど申しました寒い時期に受粉状態になったということで、ふじが一番被害率が高いようであります。ジョナゴールドとか王林については、平年作が期待できるような数が認められたという状況であります。つがるもそうですね。つがるもまけた所は大きいんですが、まけなかった所はそうでもないという状況です。

(「調査方法も聞きました」と呼ぶ者あり)

議長
経済部長
(奈良 進)

調査方法だそうです。

調査方法ですが、県で踏まえているサンプリングの方法があるということなんですが、その内容については私たちは詳しく聞きだせていなかったということです。あくまでも各地域に数箇所ずつ調査するということでありましたので、その内容については、今、ここではちょっとわからない状況です。

議長
10番
(齋藤政子議員)

10番、齋藤政子議員。

そうすればわかりやすく言えば、なんてすのが集計法みたいな感じで、調べる所があって、そこの数を集めるということだのがな。私はどういうふうにしてこう各集落からあげてもらうのか、調べに行くたって決まってしまうし、どれぐらい調べたのかその内容がすごく興味あったんですけれど。

議長
経済部長
(奈良 進)

経済部長。

複数の方法あって複数でやったらしいんですけれども、農協の方法によりますと、標準木確保しております。その標準木の花を例年と比較するという方法でした。県の方法については、まだ不明であります。

議長
10番
(齋藤政子議員)

10番、齋藤政子議員。

先ほど巡回したと言っていましたけれども、何箇所ぐらい見て回ったものでしょうか、お知らせください。

議長
経済部長
(奈良 進)

経済部長。

全部で11箇所を回られたということです。

議長
10番
(齋藤政子議員)

10番、齋藤政子議員。

それでは、カラマツも含めた見通しは、やっぱり先ほど市長言ったのと同じなのでしょうか。今、聞きますと、強い所が碓ヶ関と尾崎って、「あれ、尾崎も強かったのかなあ。」と私、思いましたけれども、結構町居とか尾上とかもすごかったとあって、そういう話題が結構入っているんですけども、全く収穫に対しては異常なしなものでしょうか、お尋ねいたします。

議長
市長
(大川喜代治)

市長。

先ほどの私の答弁の中で、私が回った所をそのままの思いで話をしましたので、全体の部分での把握でなくて、私が回って行った部分では、尾上の平場の部分は割とよかったんですよ。それからずうっと尾上のほうを回って、それから唐竹のほうに入って、碓ヶ関のほうに行きました。碓ヶ関のほうはやはり1週間くらい遅れている関係で、リンゴが小さくてね、それでもなってるのはなってるんですよ。その部分でいくと碓ヶ関は大分これ大変なのかなと。その後いろいろ聞いてみましたら、場所によってみんな違うと言っていましたので、私のさっきの感想の部分は、自分が回った部分がそうでしたということで、その園主たちにも聞いた結果そういう答えでしたのでね。ただ全体的に、平川市全体がどういうふうになっていくのかは、農林課のほうで農協と県とかといろいろ情報交換しながら、これから私自身も別な部分も回って見て、その結果をみて秋にでも対応を考えなければならないのかなと、そういうふう考えております。

議長
10番
(齋藤政子議員)

10番、齋藤政子議員。

経済部長にお尋ねしたいんですけども、今のこのカラマツの状態はいろいろ耳にもしていると思いますが、どのようにお考えでしょうか。また収穫の量に対して、今年の平年作だとか、10%ぐらいとか、どれぐらい響くとか、対策はどうするのかとか、どのようなところまで話をしているのかと、今後これをどのようにしていくのか、考えている対策などありましたらお知らせください。

議長
経済部長
(奈良 進)

経済部長。

標準的に県が産出してほしいトン数、この分はある程度確保できそうな感じだということでした。いろんな人の話を聞けば、ただ、良品物については、結果的にカラマツ状態で残せる実が少ない。つまり摘花する量がうんと少なくなるわけですので、良品物については減るだろうというふうな見通しです。ただ、その対策については、これから台風シーズンもありますし、ひょう等の被害もないとも限りませんので、全体的なある程度結果がわかるような状況にならないと、どのような対策をうつべきかとうことはまだ出せませんので、現時点では今の着花率に対してどのような対策をとると。ということはまだ申し上げられる段階ではないです。

<p>議長 10番 (齋藤政子議員)</p>	<p>10番、齋藤政子議員。 それでは、今、市長が巡回したときにどのような人たちと、経済部長ももちろん行ったと思いますけれども、農協とどこどこが行ったのか、ちょっとお知らせください。</p>
<p>議長 経済部長 (奈良 進)</p>	<p>経済部長。 市長が行かれたときの話ですか、それとも県、農協……</p>
<p>議長 経済部長 (奈良 進)</p>	<p>(「あなたが歩いたのでいいです」と呼ぶ者あり) はい。私は市長とこの間行きました。 県との合同調査のときには、担当及び課長補佐が行きました。 市長が行かれたときにはですね、私、課長、それから課長補佐、担当と行って、各現地の案内を農協の職員、二つの農協あるわけですが、それぞれの担当、尾上地区担当、平賀地区担当、それから碓ヶ関担当と。というふうな担当の方に案内をお願いして行ってきたと。ということです。</p>
<p>議長 10番 (齋藤政子議員)</p>	<p>10番、齋藤政子議員。 このカラマツは非常にこれから影響が出ると思いますし、良品物はもちろんですが……、ただ収量があればいいというものではありませんけれども、収量にも響くのではないかなと思いますので、今後ともいろいろ対策もまだそこまでいっていない。というような内容でしたけれども、今後ともいろいろな行為とかが入ると思いますので、すぐ動いて対策を講じてくださいますようお願いいたします。 ハウスのほうですけれども、先ほど答弁の中で国でも動いて、30%出すとかっていう補助を出すということでしたけれども、その後、動向はあったものでしょうかお尋ねいたします。</p>
<p>議長 経済部長 (奈良 進)</p>	<p>経済部長。 今、御指摘のとおり国でもパイプハウスの助成制度を、先日ですね出しました。平川市は先ほど市長も申しましたとおり、工事も含めて51件が申し込みしたんですが、市が御存知のとおり3分の1の補助ですので、国が30%、合わせて6割の補助になるわけですので、「そいだだば、おらもやるじゃ。」といった方が、昨日3人みえまして、市長が先ほど答弁したものにプラス3ということで、事業導入希望者が増えております。</p>
<p>議長 10番 (齋藤政子議員)</p>	<p>10番、齋藤政子議員。 それでは、市が3分の1に国が30%上乘せしたと考えていいんですよね。</p>
<p>議長 経済部長 (奈良 進)</p>	<p>経済部長。 はい、そのとおりであります。</p>
<p>議長 10番</p>	<p>10番、齋藤政子議員。 平川市のこのハウスの倒壊は、県でも突出した数で雪のあった1月、</p>

(齋藤政子議員)

2月のあたりから新聞をにぎわせてきましたが、やはり今まで花とか冬の農業に一生懸命平川市が力を入れてきた、逆にみればですね。それでハウスが非常に多かったので、被害数も多かったと思います。3分の1の補助で、せめて50%まで出してもらえないのかと、私、本当にそう思っていました。国が30%出してくれたということで、やっと再建できるかなということでしたけれども、9戸が後継者がいないということで非常に残念でしたけれども。

それでまた建て直すという人の動きの中で、規模拡大するとか、この際大きいハウスを建てるとか、これ該当になったものでしょうか。また、そういう人があったものでしょうか。お尋ねします。

議長

経済部長。

経済部長

まずこの国の制度ですが、市町村によってこのパイプハウスの事業やる場所もあれば、やらないところもあります。平川市はやるわけですが、そういうところに対して国でも、この制度を導入してよいと。ということですので、全部の市町村がやれるわけではないことが一つあります。そしてまた面積拡大したいと、今、非常に小口なので面積を拡大したいという人が現にいらっしゃいました。一人、二人ですが。その場合は、あくまでも被災した面積の復旧については、市が3分の1、国が30%の事業は使えますが、その拡大分の差の面積ですね、ここについては従来の、例えば冬の農業推進事業だとか、そういうふうな従来の制度を使ってやるしかなくてですね、国と市の制度……、相乗効果がある制度については被災した面積に限られております。

(奈良 進)

議長

10番、齋藤政子議員。

10番

はい、よくわかりました。いままでも、このパイプハウスを建てるにあたっては、いろいろ女性の起業者とか、花の育成者とかいろいろありましたけれども、パイプハウスの助成に関しては、県の中でも平川市は本当にすごいとよく言われるほど、補助率も出しておりますし、一生懸命補助してくれたと思っております。これからも、大体いままでは50%ぐらいずっと出してもらったりしてはいたしましたが、その前は考えられないような補助率もありましたけれども、これからもパイプハウスに対してはパイプハウスだけでないですけれども、ハウスの補助とか農業に対しては、どうぞよろしくお願ひいたします。

(齋藤政子議員)

もう一つ、先ほどの大雨のところの一つお尋ねいたします。

前の議員が、広船のをずうっと例にとりましたので、私は尾崎のほうを。広船のほうもお尋ねしますけれども。地権者との話し合いは、どれくらいされたものでしょうか。私、うわさ的にちらちらと聞いたんですけども。行政側とは話されたのでしょうか。例えば、広船の金額も被害額があまりにも大きくて、ただ考えるには「買ったほうがいいでねが。」と思うほどですけども、これ山下付近のリンゴ園1反歩どれくらいしているのか、またこの地権者と話し合ったのか、やる気があるような話

議長
経済部長
(奈良 進)

も聞いたんですけれども、そのお話をされたんでしたらその中身もお聞かせください。

経済部長。

まず、被災された地権者の方は当然私たちわかっていますので、市にはこういう制度ありますので、どうされるかよく考えて、市の農林課の窓口に来てくださいと。ということではお話しております。また広船の1,000万。前の齋藤議員のお話のときに1,000万という額でしたが、表示的に多分これくらいかかるだろうという目安の額でありまして、今、その広船の山下についてはですね、今もまだ割れひびがまだ入ってきてましてですね、それが止まらないとなんとも手をつけられないような状況ですので、それも含めた被害想定額を出しております。

議長
10番
(齋藤政子議員)

10番、齋藤政子議員。

尾崎のほうの内容もお聞かせください。私、畑よく知っていますけれども、あの杉山もこの個人の山であったのかなあとと思いますけれども、その杉山が崩れたのと、畑のほうと事業が違って補助率も違うとかって聞きましたけれども、その内容とですね、山下の1反歩いくらかと、広船ののそこそのものがどれぐらいの広さで、崩れて土砂がきてるのは1反歩かもしれないけれど、1町歩あるのか8反歩あるのかわかりませんけれども、そのあとの畑は全く作ってないのでしょうか。

議長
経済部長
(奈良 進)

経済部長。

実効的な畑の値段については、農業委員会のほうからお答え願いたいと思います。

その畑の面積に対して、どれぐらいの被害なのかということについては、今、手元にその園地の区画の面積がなんぼあるかというようなことは、つかまえておりませんので、お答え……

(「その崩れた場所だよ」と呼ぶ者あり)

経済部長
(奈良 進)

今、ちょっと手元に測量したものがないんですが、見た感じ横方向に20メートル程度、縦方向に10メートル程度でありましたでしょうか。というふうな状況ですね。

議長
10番
(齋藤政子議員)

10番、齋藤政子議員。

崩れた面積でなくて、その畑8反歩あるのか1町歩あるのかで、その崩れた所は作られないのはもちろんだけど、周り今もう手をつけて作ってるのか、全く放置してるのかお尋ねしました。

議長
経済部長
(奈良 進)

経済部長。

被害の遭わなかった立木等については、ちゃんと栽培されております。

議長
農業委員会事務
局長(樋口正博)

農業委員会事務局長。

尾崎木戸口のほう、ちょっとその個別の所はわかりませんが、平均的なものであれば、樹園地で大体1反歩あたり25万平均で出ています。以上です。

議長 10番 (齋藤政子議員)	10番、齋藤政子議員。 答弁漏れがありますので、木戸口の杉に対する補助と、畑の被害の補助が内容的に違うと聞いておりますが、どういうふうなのかお知らせください。先ほども言いましたけれども。
議長 経済部長 (奈良 進)	経済部長。 答弁漏れありましたね。 リンゴ畑と同一の所有者であります。森林のほうもね。森林の事業については、先ほど市長の答弁にもありましたとおり、県の費用をもって市が実施することになるんですが、非常に高率の補助であります。ただ、リンゴ畑については今回国の補助事業の対象になりませんので、市が復旧にかかる費用の半分を補助すると。あとの半分は園主の負担になります。
議長 10番 (齋藤政子議員)	10番、齋藤政子議員。 県の補助率もきちんと教えてください。
議長 経済部長 (奈良 進)	経済部長。 今、下のほうで資料を集めていると思いますので後ほど。お待ちください。
議長 10番 (齋藤政子議員)	10番、齋藤政子議員。 それではそれがくる間に、白岩線の再質問です。 あまりにもピカピカってブルーシートもですね、私が一般質問の通告をした次の日に、ピカピカとしたシートを張っていただきありがとうございました。それはいいです。そのピカピカのシートはいいです。早目にやってください。 あの途中で橋ありますけれども、なんであの橋、あおでぎないんだっきゃなってみんな言ってますので、ついでにですいませんけれども、なんであんなにできないのでしょうか、よろしくお願いします。
議長	通告外ですけども。通告外の事案です。 知ってる方ありますか、答弁者の方で。 通告外ですから。 (「再質問でそのことは聞くと通告しています」と呼ぶ者あり)
議長	橋ができないのか、という質問ありませんでしたけれども。 わかってる方。 建設部長が答弁するそうですので、建設部長。
建設部長 (中田博光)	橋がどうしてもできないのかというふうな御質問でありましたけれども、できないのではなくて、工区が平成26年度完成を目指して県代行で事業を進めております。平成26年度に完成する予定ですので、今現在できないというのは、工事をそこまで進んでないということですので、どうか御理解願いたいと思います。 (「議長、経済部長」と呼ぶ者あり)

議長
経済部長
(奈良 進)

経済部長。
尾崎木戸口の森林の分の補助率であります、県が50%、市が25%、森林の持ち主が25%と。ということで復旧するということで、公費の負担が県と市と合わせて75%です。

議長
10番
(齋藤政子議員)

10番、齋藤政子議員。
通告してない橋まで答弁いただきまして、ありがとうございました。
これからもいろいろ農業は本当に、リンゴ農家は特にですけれども、平成3年の台風の後、満足な年があったのかと思うほど毎年いろいろな被害があります。今年こそはよかったのかなと思いましたが、このような状態ですので、これからもどうぞ農林課がんばって農家を助けてください。これで質問を終わります、ありがとうございました。

議長

10番、齋藤政子議員の一般質問は終了いたしました。
14時まで休憩いたします。

午後1時48分 休憩
午後2時00分 開議

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。
第9席、8番、工藤竹雄議員の一般質問を許します。
工藤竹雄議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。
工藤竹雄議員の登壇を許可します。
8番、工藤竹雄議員登壇。
(工藤竹雄議員登壇)

8番
(工藤竹雄議員)

ただいま議長から登壇の許可を得ました、拓政会の8番議員、工藤竹雄であります。

私の一般質問は、2題項目を通告しておりますので、明瞭簡潔な御答弁を市長に求めるものであります。

第1は、行政改革大綱集中改革プランについてであります。

として職員給与の公平化について。

平成18年4月から施行した給与構造改革に基づき、格差のない不公平なき公平化の実態はどうなのか。また、順次調整の見直しを図られたのかを伺います。

として人材育成の推進について。

平成19年3月策定の平川市人材育成基本方針に記述されております。まず、この職員研修の充実については、具体的な取り組みと研修効果があらわれているのか。意識改革や自立に向けた自治体経営のあり方など、固定観念が強く感じられ、能力開発を推進するには遠い道のりと思うが御見解を伺います。

次に口の人事評価システム導入について。平成19年度までに策定すると、前市長の答弁でございます。今現在策定され、実施されているのか。

また、策定されていない場合は、その理由はなにか。そして、人事異動の任免等発令は本当に適材適所であるのか、特に昇任についての評価基準は何であるのか伺います。以上については、平成18年6月定例会において一般質問しておりますので、実のり多い努力結果の御答弁を期待しております。

第2は、平川診療所移転新築についてであります。

平成24年5月21日、経営資産等について説明がありました。

として検討の余地もないのかについて。

平成19年6月から平川診療所を開設して5年、その間、一般会計及び国保特別会計より、総額5億7,891万1,775円を繰入金していることから、実質赤字経営状態であります。そして、移転初年度の赤字額、不足額は現行の半分6,120万6,000円と試算されました。

診療所の今後のあり方検討会議においても、賛否両論であります。私は、地域主権時代の平川市の将来展望を考えるに、有識者による自治体病院等に関する検討会議を設置し、メンバーを自治体病院等に関する研究者や専門家、経営コンサルタント専門家、多面にわたる見識のあるアドバイザーなど、また、全毎戸のアンケート調査も重要視しなければなりません。私は、平川病院の廃止経験をし、二度と苦しみを味わいたくはありません。診療所の失敗は許されないと考えています。急がずに十分に時間をかけ、再度試算書の見直しを図るなど検討すべきと思うが御見解を伺います。

として真意と今後の問題点は何かについて。

平成23年12月定例会において、齋藤 剛議員の質問に市長は「億単位の財政支出が出ていくことになれば、継続していくことはできないと考えている。」と答弁をしております。5月21日マスコミに対し「赤字になっても、なくすわけにはいかない。」と述べた報道がありました。また、碓ヶ関診療所1カ月経過の談話も掲載されました。果たして、整合性はどうか、市長の真意はどこなのか御見解を願います。また、今後の診療所の問題点は何か、御答弁を願います。以上で壇上からの質問を終わります。

(工藤竹雄議員降壇)

議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

市長
(大川喜代治)

今議会の最後の質問者、第9席、工藤竹雄議員の質問にお答えをいたします。

1の行政改革大綱集中改革プランについて。 職員給与と公平化についてでございますけれども、職員給与の格差是正につきましては、平成18年中に調整を行い、平成19年1月分の給与から支給をしております。調整対象者となった者は、当時の全職員数411名中、旧尾上町全職員88名、

旧碓ヶ関村全職員54名の合計142名であります。結果として調整を受けた者は59名、41.5%でありました。その調整方法ですが、平成18年3月31日までさかのぼって現給を保証しつつ、旧平賀町昇給昇格基準に基づき採用時の格付以後について再計算し、修正を行いました。その結果の影響額ですが、給料の年増額分で693万1,200円、それに期末勤勉等各種手当及び負担金を計上し、総額で年1,307万4,122円となりました。

の人材育成の推進について。イとロについてお答えをいたします。職員研修の概要についてのお尋ねですが、平川市人材育成基本方針に基づき職員研修を行っております。平成23年度の研修の状況であります。青森県自治研修所で開催されます、基本研修・選択研修に本市からは57名が参加しました。それ以外にも県の各部局において開催します、部局研修等にも担当職員が参加しております。また、県の市町村振興課へ1名が1年間実務研修に行っております。

市が単独で行っております10万円研修では、昨年度は4名の職員が高知県で研修を行いました。平川市の全体研修としては東北財務局より講師を迎え、管理職を中心に研修を行っております。それと弘前圏域定住自立圏において、今年度より圏域市町村合同研修事業が始まる予定となっております。

人事評価システムについてのお尋ねですが、本市におきましては平成20年度より着手し、本格実施に向けて試行と見直しを行ってまいりました。当初の計画では平成24年度の本格実施を目標に進めてまいりましたが、試行を行った結果、職員が職員を評価することや、業績評価の目標を設定することなどについて、制度の熟知や実施にあたっての慣れの問題点があり、今年度も調整して試行する予定でございます。

人事評価を人事異動に反映させていないのであれば、異動の基準はどうなっているのかとお尋ねですが、特に担当職員が異動することにより、事務に大きな支障の生ずる職場ではない限り、おおむね3年から5年を目安に異動対象者として認識し、過去の経歴や所属長の考えを踏まえ、適材適所を年頭に異動を行っております。

2の平川診療所移転新築について。 の検討の余地もないのかとの質問でございます。平川診療所は、旧病院の管理棟を使用して診療を行っておりますが、老朽化した現在の施設は、医療を提供するにふさわしい環境とは、決して申し上げられない状況でございます。冬期間には、配管の腐食等による凍結や水漏れが発生し、暖房能力の低下で施設中が冷え込んだ状態です。また、正面玄関まで長い斜路を歩いて来なければならないなど、患者さんに対する負担は大きく、医療提供以前の問題を多く抱えております。

このような状況から、副市長を座長とする検討会議でも、現在の施設を利用して診療を継続することは、多額の維持費用がかさむことから移転新築すべきとの結論が出されており、報告を受けております。

その後、その答申内容を踏まえ、平川市の有識者の方々に検討を頂きました。結果については、「徹底した改革・改善をし、効率化を図り、医師・職員の意識改革に努める等経営努力をする。また、市民の健康づくりや病気予防等に積極的に取り組むとともに、大規模災害や感染症があったときは、すばやい対応など地域医療としての役割を十分果たせる体制を整える。」等の意見・提言を付され、規模を縮小して移転新築する方向で進めてほしいとの報告を受けました。

私としては、これらのことを総合的に検討した結果、診療所を移転新築することが最善の方策と判断した次第でございます。

の真意と今後の問題点は何かでございますが、先の庁内検討会議や有識者会議で提案されました、健康づくりや疾病予防への積極的な参画、職員配置の見直しや経費の削減など、経営努力を怠りなく進めるべきとの要望も踏まえ、今後は健康センターとの連携を深め、各種健診や予防接種など積極的に取り組むことはもちろん、診療時間の見直しなど、住民の方々に利用していただきやすい環境づくりに努め、収益の増加を図ってまいりたいと考えております。

また、看護職員の半数近くが、移転新築後4、5年で退職を迎えますが、その際の補充では、患者さんの受診状況に応じて多様な勤務配置ができるように、パートタイム職員も雇用するなど、経費を削減しながらも、医療サービスを充実させるような努力をしまいたいと考えております。以上でございます。

(市長降壇)

8番、工藤竹雄議員。

順次お尋ねしていきます。

一応、給与関係については、18年にさかのぼってやりましたと。私、前の市長のときの答弁によると、5、6千万も予算を出さなくてはならない、大変財政的に厳しいんですよと。ですから、私、今回1回やってその後も順次見直しをかけたのかなと、そういうふうに考えておりました。その点についてもう1回聞きます。

先ほどは41.5%と。対象者にされた人たちですね。そういうことになっております。私、全部調べきれないんですけども、例えば同じ経歴年数、階級比較した場合、階級高い人が逆に安いんですよ。これ旧平賀の職員ですよ。同じ経歴の年数の人で階層、いわゆる階級の高い人が安い。逆に旧尾上・碓ヶ関も、それもまた階級高くても低い。これ見ると年俸が、要するに年数が古いほうが確保されているなど。私、そういうふう感じております。

そこで、ちょっと私、これ読みます。職務に応じた期待される役割、求められる能力及び意識態度。いわゆる管理職は、部長、事務局長、課長ですね。そして、監督職として課長補佐、主幹、係長。一般職は主任主査、主査、主事とあります。そうするとこの給料の級でいくと、係長

議長
8番
(工藤竹雄議員)

級が3級なんです。監督でいながら3。主任主査が4級です。そうするとこの整合性はどうなるのか。そういう問題になります。これ私が言ったのは予算書の中に出ていますからね。職員の関係の部分です。偉い人が監督しながら、管理者は安いということはないんですけども、その部下よりも安いということは、能力ある人が、極端に言えば係長ですからね、能力ある人が少ない。そして例えば1年、2年違って、例えば1号級でいくと、1,500か2,000円くらいでしょ。1年違ったら、2年違って何万円も違うところもある。

ですから、私はこれをもっと精査しなくてはならないのではないのですかと、合併のときから言っているんですが、確か当時は、どこを基準にして、これやったかわかりませんが、ただ担当者は苦しんだことは確かに苦しんだと思います。しかし、今、現実がそういうことになっておりますので、その点についてお考えください。

議長
総務部長
(古川鉄美)

総務部長。

ただいま給料の見直しということで、それぞれの職務とかでいろいろな格差があることについての御質問ですが、まず先ほども市長の答弁にあったとおり、平成18年度に見直しを行ったわけですし、これについてはラスパイレスも旧平賀町が高かったということで、平賀町の基準に沿って見直しを行ったわけです。ということは、先ほど旧平賀町の階級の比較もしたようですが、これについては旧平賀町の見直しは行われなかったということで、旧尾上町と旧碓ヶ関村で見直しを行ったわけです。

主な差があった原因を考えてみますと、渡りですね。今、合併してからは、渡りというのはないのでありまして、あくまでも係長、補佐、課長、部長ということで、それぞれ職務によって何級何号ということで、何級を決めているわけですが、当時は渡りということがありまして、渡りの基準が平賀町が高かったということで、その時点で旧平賀町を基本にして見直しを行ったわけですし、これによって調整したのが41.5%が旧尾上町と旧碓ヶ関村で調整された。

それからもう一つ、今現在も格差があるということでしたが、確かに私もいろいろな原因を考えましたが、いわゆるその採用時の前歴換算ですね、それから試験採用かそうでなかったか、またそれぞれの旧町村によって昇格の方法が全然違ったわけですし、例えば旧尾上町、旧碓ヶ関村については、それぞれの係長と補佐と、それから非役付け職員の大きな差があったわけですし、その他もろもろのことが関連して、いろいろ格差が生じているということで、前回の見直しについては旧尾上町と旧碓ヶ関村の渡りの部分について、旧平賀町に合わせて41.5%の人が格差の部分の解消になったということでございます。

議長
8番
(工藤竹雄議員)

8番、工藤竹雄議員。

私、だからさらにいままでやったことについて、再度41.5%ですから、まだ残っている部分もあります。私、さっき言ったのも、旧平賀の職員

であってもそうだとということなんですよ。ただ、旧尾上・碓ヶ関は最初から低いのはわかっているんだけど、旧平賀町職員の人でもそういう階級の上の人でも安いんだと、それはその当時は私はいませんが、今、合併したから特に低いところ言いました。

それで、今、渡りの話が先に出てしまって、後で言おうと思ってただけだけど。18年のときに渡り言おうとしたら、それやったら新聞に載っちゃうからやめってくれと、正直な話。今、部長から出てしまったから。いまだに渡りやってないから、そういうこと言えますけれども。

それで、私、イと口がちょっと一緒になる関係ございますので、関連がありますので御理解してください。

それで、私、特に人材育成のこの研修の関係で、職場の研修もありますね。こういった中でやって、いろいろな話も聞きます。出る人もある、出ない人もある。それは仕事が忙しいから出ないとかっていうのではなくて、ずるさして出たくないんだと。実際、その出席している名簿とか、そういったものは確保されているのか。実態は正直な話でどうなっているのか教えてください。

議長
総務部長
(古川鉄美)

総務部長。

研修についてはそれぞれ採用時、それから係長になったとき、それぞれ昇格したときです。これは義務的に行ってくださいということで、我々も指名してこれは必ず行ってくださいと。今年行かなければ来年行くように、半強制的に行っているわけですが、先ほど議員が言ったとおり職場が時期的に忙しいときは、場合によっては行かない人もあることは私も知っております。ただ、その後でそれぞれに復命書を書いてもらって、研修の効果は十分現れているものと感じております。以上でございます。

議長
8番
(工藤竹雄議員)

8番、工藤竹雄議員。

私、今、言ったように、忙しければ出れないんだけど、ずるくして出ない人もいるんだと指摘しているんですよ。そういう関係で出席者の実態というのがちゃんと名簿作って、どういうふうになっているのか。これ評価にみんな値することですよ。研修受けたということは当然人事評価でもなんでも、昇給でも係ると思うんですよ。そういった書類というのを、びしっと揃えておかななくてはならない。私はそう思っております。

そこで私、市長に直接求めるんだけど、今、全職員とは言いませんけれども、市の職員はどうしても旧町村の意識や習慣から脱却できていないと。資質の低下や改革に積極性を欠くなど、私、三気、やる気・根気・本気というこの三気が薄いと思うんだけど、率直な市長の感想どうですか。

(「もう一回」と呼ぶ者あり)

議長

8番、工藤竹雄議員。

8番
(工藤竹雄議員)

もう一回言います。

全職員とは言いませんけれども、市職員は旧町村の意識や習慣から脱却できず、資質の低下や改革に積極性を欠くなど、三気、やる気・根気・本気。元気もやれば四気になります。私は薄いとそういう考えをしているんだけれども、市長の率直な感想はどうですか。

議長

市長。

市長
(大川喜代治)

すべての職員とは言いませんけれども、何人かにはそういう人がいるように感じています。

議長

8番、工藤竹雄議員。

8番
(工藤竹雄議員)

それから、人事評価の策定はされていないということで、本当は19年度から策定するとそういうふうな記憶しておりました。それを変えて23年度を目標で、実施が25年度ですか。ということは合併して8年目に実施するということになるかと思えます。それを考えれば、人を評価するのも大変だとか、前の意見とも変わらないんだけれども、だったら私ね、この文面を取ったほうがいいんじゃないかと思う。人を評価してどうのこうのできないのであれば、そういう考え方もあるんじゃないかなと思うんですが。考えようによってはちょっと言葉悪いかもわからないが、前の答弁と比較してでも何ら変わりはない。恐らく私は弁解にすぎないと、ちょっときついかもわからないですよ。絵に描いた餅、いわゆる文書でもあるかなと言わざるを得ない。別にけなすわけでもないが、それだけ大事なことでつくるにも大変だということで、そういったことで人事異動の関係にもみんな絡んでくるわけですよ。

そうすればこの人事異動というのが、年功序列でやっているのか、勤務成績なのか、先ほども3年から5年で代えていくんだと。覚えさせなくてはならないと。それは確かに理由わかります。ただ、昇任するには条件があるんですよ。上さあがって行くには、いろいろな条件がついています。勤務成績などいろんな条件があって、1年前から優秀でなくてはならない。それがどこで決めるのか、その評価のそれが何も我々は見えないんだよな。部長たちは見るかもわからないんだけれども。そういうことを考えて、私はその職の任務を十分経験させて、能力の適正な職員を次の階級、階層にいく。それから順々に一般的にあがっていくんだと、誰しもが認識しているんだと思うんだけど、その点についてはどうですか。本当にここに出ているように、条件あてはまっている人がそういうふうにいるのか、ちょっとその点。

議長

総務部長。

総務部長
(古川鉄美)

我々もいろいろと人事異動にあたっては、特に昇格にあたってはその人の能力、性格、職場の適応性とか、いかにして職場を仕事しやすいようにもっていくかとかについて考えているんですが、議員言ったとおり人事評価ですね、これは先ほど適材適所と言いましたけれども、やはり適材適所をするにはその人の個人的能力と性格は、人事評価のシステム

が一番客観的につけられると思いますので、そのためにも人事評価についてははなるだけ……、いろいろ問題もあってできずにきたわけですけれども、早く成熟した人事評価ということで作りながら、人事異動に反映させていきたいということでございます。

議長
8番
(工藤竹雄議員)

8番、工藤竹雄議員。

人事は評価する人も、される人もお互いさまなんだからね。管理職も評価されないと。そういう職になると、ここの人事評価の中にもありますけれども、降任制度の実施の問題も出てくるだろうし。さらには分限、降任の処分の関係も出てくるだろうし。これ法律的にちゃんとうたってます。そういうことまで考えざるを得なくなっちゃうんですよ。それで人事異動というのは、これは何を対策にしてやっていますか。ただ幅広くものを覚えさすための人事異動なのか、何かの対策あってしかりだと思っただけけれども。例えば重点目標に向かって、これを対策に。普通であれば議会対策も必要なんですよ。議会対策させるには、どういう人たちを議会に、管理職でもここさ出てくるのか、人材ですよこれ。そういう議会対策もされた人事配置なのか。これは失礼ね、ごめん。それで全体的な対策は、どのような構想の対策なんですか。

議長
総務部長
(古川鉄美)

総務部長。

全体的な対策ということで、考え方は概念的なわけですがけれども。現在、一括法というのが出てきまして、まず専門職は確保しなければならぬ。それに先ほどの前の議員でも長い人が当然職場に精通するわけですし、その人たちもまた職場に一人でもいれば、住民サービスにつながると思います。逆にまた、広くものを覚えるということもまた職員にとっては大切なことだということで、専門職、それから知識を得るにはどうしたらよいかということで、総合的に勘案して人事異動を行っているところであります。

議長
8番
(工藤竹雄議員)

8番、工藤竹雄議員。

それで人を育てる環境の件でありますけれども、これもまた市長に直接お尋ねをいたします。市民の一体感の醸成について、職員をどのような判断、認識されているのかお伺いします。

議長
市長
(大川喜代治)

市長。

工藤議員の質問、専門的で非常にあの……、私の範囲を超えてしまっているような部分ですので、正直言いますとですね、毎日とは言いませんけれども、職員の数400人近くずっと見てるんですよ。でも、一人一人の部分、なかなか判断つきません。私の範囲内の部分であれば大体、役職つきの部分はわかるんですよ。それから一人一人のチェックしていくとなっていくと、人事係でも行って一人一人の履歴とか市長がチェックしてやれるかといえば、それはとても無理だろうとそういうふうになってまして、人事係もいますしね。人事係長は前の秘書係長になってもらったんですけども、それをもとにして総務部長とその担当の部分た

ちがやっている……、その工藤議員がおっしゃった部分で人事異動をして、平川市がよりよい平川市になればいいようにやっている、自分は判断しているんですが、結果的に皆様方から見た結果では、どうなっているのかという事情があるんだと思います。ですけれども、全体像を、一人一人の能力部分で人事評価システムができてしまっただけ、私のところにこういうふうになっていますと来れば判断できますけれども、正直なところ今現在一人一人の能力、すべての部分で、把握しきれていない現実があることを御理解いただきたいと思います。

議長
8番
(工藤竹雄議員)

8番、工藤竹雄議員。

難しいとかと言われるところで、これ言えなくなってしまうだけでも、これ問題は平川市の22年度からの重点目標ですよ、重点目標。前市長にもこの質問しました。市民はどうですか、職員はどうですか、議員はどうですか。議員は言いませんけれども、二つの答弁はいただきました。あれ文書見ると、垣根まで取り壊してうんぬんという文面ではんで。これ重点目標になっているんですよ、市長。今、市長さ直接尋ねたから、市長もまだやって2年で、本当は担当者に聞けば一番わかるんだらうけれども、今、それを担当者に聞いてもあれだから。本当はこれ重点目標です。私、何も難しい質問はしていないつもりでございますので、その点だけは理解をしていただきたいと思います。

それで、その答えをもらって私は、職場の風土を尋ねたい。そういう気持ちで言ったんですけれども。さっきも市長も言いました、数少ない中でも、ちょっと人事の関係もありましたけれども、私もこれ反感もたれるかもわからないけれども、一部の女子職員と思いますけれども、自分の有利に物事を運ぶ、自分の都合のいいように理屈、理知的に動こうとすれば人間関係がぎすぎすして、穏やかに仕事もできない。そういう声も聞きます。そういう声も聞くんですよ。そこで私はこれ、全般的な私の認識として……、さっき渡り言いましたけれども、評価なき渡りは渡り歩きした結果で、楽しんで徳を取る。一生懸命真面目な職員ほどばかをみた、そうした関係から人材不足ではないだろうかとは感じております。

合併して7年6カ月経過しております。自覚もみれず、対等合併なのに吸収合併との解釈。偏見を捨てない限り発展は認めない。私はそういう見解です。どのような認識をされ、恐らくこの考え、私と一致するところがあると思うけれど、どうした御見解なのか伺います。

議長
総務部長
(古川鉄美)

総務部長。

合併してから5年過ぎまして、最初のうちはそれぞれ部によっては旧町村のように分かれていた時期もありました。今ではそういうことがないように、その差別ですね、差別と言えばちょっと語弊があるんですけれども、それに今までは全然ないとは言い切れない部分もあるんですが、その垣根は私はないものと思っております。

議長
8番
(工藤竹雄議員)

いろいろとそれがあっては、平川市職員のそれぞれの能力も発揮されないわけですし、ということは市民のサービスが達成できないということで、私は段々と一つのほうに向かっていていると思います。

8番、工藤竹雄議員。

過去にはあったけど、今は大丈夫だと。だけれどもまたそういうような状況にあるんだということで、職場の風土作りというのですね。これコミュニケーションうまくしないと全然だめなんですよ。私は、行政の大事なものは、目標とコミュニケーションが大事だと思うんだよね。市長そうですね、目標も当然立っているんですから。それに向かってみんな改革していこうと、そういう気持ちでなければ、これは到底10市の中では、例えば8番9番でも7番と上に上がっていくには、そこまでいかなきゃいけない。これ私、前にも言ってます。いつまでも10番でなくて、その上、上と目指していこうと。この前新聞見たら、所得だけが8位だと。そういう所得が8位とかは、だめだという意味ではないですよ。全体像の上位にいていただけなければ、私はだめではないのかなとそういうふうに考えております。

それで、ちょっと診療所のほうに入りますけれども、これ市長に怒られるかな……。さっきも私、壇上で言いました。齋藤 剛議員の億単位の関係なんですけれども、やっぱり議会の答弁というものは、やっぱり責任もって行動しなければ、私はだめだと思うんだよね。議会で発言しました、後で全然関係ないくらいのそれであっては、せっかく質問した人でも誰にしても、「それこそなんなんだ。」と、そういう気持ちなんです。それで故事のことわざにもあるんだけれども、「雉も鳴かずに撃たれまい」。雉が騒がねば撃たれないんだけれども、あまり言わないのがたまには花だろうと。ということは、無用な発言が災いを招くこともあるんだということです。

さっき私、三つの項目言いましたよ。億単位でずうっとマイナスいくなら考えなくてはならない。だけれどもこの前の新聞だば「赤字食ってもやるんだ。」と、この前の東奥日報に載っていました。せばその整合性、どっちが正しいんだが、どっちの方法でいくのか、詳しく市長もお話されなかったんですけれども、いわゆる市長の考えている真意はどこにあるのか。その真意が答弁されないところで、こうした文面がいっぱい出てきても、どごさおれたちがもっていけばいいんだがさ、それこそその真意をはっきりしていただかないと、右左動くんであれば我々議員たっって大変なことになってしまうんだはんで、その点の真意のところははっきりしていただければ。

議長
市長
(大川喜代治)

市長。

ようやく、工藤議員の真意がわかりました。

億単位以上に赤字が出るんであれば、診療所はやっていけないという発言したのに対し、赤字の部分……。その部分を指しているんだと思

議長
8番
(工藤竹雄議員)

ますけれども、私は平賀病院を診療所にしていますけれども、その部分をこっちのほうに移して、先ほども言いましたけれども、いろいろな対策をうっていけば、前にも説明をしましたけれども、平賀と碓ヶ関と葛川を合わせたとしても億単位は絶対いかないし、それ以下に抑えていく。そういうふうな思いもありまして、1億を超えていくのであれば続けることができないと、それ以下になるという自信のもとに発言したわけですから、そこが私の真意でございます。御理解いただきたいと思えます。

碓ヶ関も東部地区も平賀地区も経費を抑えながら、患者さんに来てもらえるようなシステムにして、市民の生命と健康を守っていけるようなシステムにしていきたいというのが、私の真意でございます。

8番、工藤竹雄議員。

確かに診療所に……、これ後にするか。

じゃあ懇談会の中、いわゆる検討会議の答申もさせていただきますけれども、私、これ民間医療機関との締結の考えがないのかなとの思いなんですよ。というのは我々の総合計画の中でも、みんなの役割があるんですよ、役割が。住民、行政、事業所。私は、個人の医院であっても、同じく役割の事業所だと。そういうところとも締結してもいいのではないかなと。ただ市だけでやるのではなくて、この地元の医院がいるんだから、みんなで力を合わせて地元の医療のために考えていこうと。総合計画の中に確かに、若干は載っているはずなだけけれども、その役割の点について簡単に説明願います。

議長
総務部長
(古川鉄美)

総務部長。

確かにその役割ということでは、例えば災害時ですね……。協定もこれから結ぼうとしておりますけれども、ただ我々公立病院ということで、公共の福祉も追及しなければならぬし、また、そういう意味では民間はこの間の黎明郷みたいに儲けなければ撤退するわけでして、そういう部分については、これは赤字がどれくらい許されるのかはまた別な話でして、やはりそういう意味では公立の病院が中心になって、その上でいろいろな民間の病院と締結しながら進んでいくべきものと思っております。

議長
8番
(工藤竹雄議員)

8番、工藤竹雄議員。

ただ、市長もさっき言いましたように、1億のマイナスは絶対出ませんよ。6千万の金額しか出てないんだから。削って……、見直しかけて6千万なんだから、絶対1億はいくはずがないんです。でもね、これ本当に企業的な計算上でいくと、これ会計企業でねはんであれだけど、恐ろしいことできると思うんだよな。6千万どころでなくて、もっともっと上がりますよ、正直いって。だから1億まではいかないけれども、だけどもね、まだ急がなくてもいいからもう少しこの改善策、さっきしゃべった専門家、そういう関係の人をなんとかこうしてできないのかなと、幅広く、本当に真剣に考えていただけないのかなと、そういうふう

議長
総務部長
(古川鉄美)

な思いがあるんだけど、その点については、
総務部長。

庁舎内の話合いの中でも、そのコンサルタントの話は出ました。まずはその急いでやらなければ……、旧病院の跡地の問題もありまして、そしてまたちょっと大鰐のほうは、コンサル使って経営の相談を仰いでいるということを聞いていますけれども、なかなかうまくいっていないようでして、なぜかという、やっぱり人件費の問題になってくる。ということで我々もいままで14人でしたけれども、やはり8人に絞ってですね経営の効率化を図るということで、赤字額を減らすしかないんだという基本的な考え方にたって、今に至っているわけでございます。

議長
8番
(工藤竹雄議員)

8番、工藤竹雄議員。
さっきも答弁ありましたけれども、もう一度お願いしたいのは、いわゆる検討会議での結論。この内容をもう一度お尋ねします。

それともう一つは、これは反対意見も当然あるわけでございますんで、平川病院になんらかの関係された人、委員いると思うんだけど、その人は反対されたのか。イエスかノーでそれは答えてください。

議長
総務部長
(古川鉄美)

総務部長。
結果ということでしたので、いろいろと議員おっしゃられたとおり、賛成する人、反対する人がありました。結果的には先ほど市長も答弁の中でおっしゃいましたけれども、診療所は徹底して改革・改善を実施して効率化を図り、医師・職員の意識改革にも努めるなど経営努力をします。それから市民の健康づくりや、病気予防等積極的に取り組んで、大災害や感染症があったとき素早い対応など、地域医療としての役割を十分果たせる体制を整えるということでもございました。

議長
8番
(工藤竹雄議員)

それから先ほどのイエスかノーかということで、その有識者の会議の中に旧平川病院の関係者もおりましたが、続けるということでイエスでした。

8番、工藤竹雄議員。
ちょっと答弁がおかしいと思うんだけどさ、私は正直言って書類もらっています。私、結論のところもう一回読みます。「検討会議の結論としては、平川診療所は徹底した改革・改善を実施し、効率化を図り、医師・職員の意識改革に努めるなど、経営努力することを前提に移転新築する方向で進めていただきたい。」と、これなんです。あんまり余分なことちょっと言い過ぎたんだけど、付け加えていっぱいやったでしょ。そういう条件みたいな、ニュアンス的な考えなんだけれども。

その中でもう一つ尋ねたいのは、津軽広域自治体病院。これ正しい名称だかわかりませんが、機能再編成計画の実態はどうなっていますか。前に一度こういう津軽広域のなんだが、医療関係に対してちょっとあったような感じがしたけれども、調べできてねが。

議長

市長。

市長
(大川喜代治)

これは前市長のときもこの医療関係の部分では、そういうふうにしていかないと地域医療はもたないということで、知事にも要望もしたり、ほかの地域間、市町村会議の中でも発言をしながら、津軽総合病院の形のような部分を作ってやっていかないと大変だろうと、そういうふうなことと言ってましたし、今回の弘前広域の中ででもその医療のことも入っているんです。ですけれども現実の今、議論されているなかでは、私がこういう発言するのは……、私の感じですか。それはほとんど不可能なのかな。というような意識を持っています。ですから平川市の診療所、碓ヶ関の診療所も作らなければならなかったし、平賀の診療所も残さなければならぬし、東部地区も残さなければならぬ。そういうことで最小限の赤字で抑えるような経営努力をしながら、平川市の健康、命を守っていかねばならないという状態で、私が診療所……、一つの市に診療所三つも診療所あるっても珍しいと思いますけれども、そうせざるを得ない根底があるがゆえに、こういうような状況になっているということも、御理解をいただきたいと思います。ほとんど広域では病院だけでなく、すべての部分が困難だろうと、私はそういうふうな感じを受けています。

議長
8番
(工藤竹雄議員)

8番、工藤竹雄議員。

合併の特例、10年で終わるわけでありませぬ。そういったことを考えると、財政に与える影響は非常に大きいと。平成21年度からこの3年間の平均交付税ですな、85億1,369万4,000円くらい。私はこの交付税も段々減ってくるだろうと。3%から8%くらい減るんじゃないかなと、私はみているんだけれどもどうですか。どういふような当市の考え、出口ベースでの見込み、想定など考えていますか。簡単でいせよ。

(「質問外」と呼ぶ者あり)

議長
企画財政部長
(木村雅彦)

企画財政部長。

地方交付税の推移ということ、どのように考えるかということでございますけれども、御承知のように10年で合併算定替が終わって、徐々に残りの5年でもとの1本算定になるということで、今の段階でみますと、10億以上は交付税が減るだろうと。この試算できておりますが、ただ国の交付税の考え方については、まだそういうものが示されてございませんので、私のところで今、そういう発言は控えさせていただきます。以上でございます。

議長
8番
(工藤竹雄議員)

8番、工藤竹雄議員。

質問外という声もありましたけれども、私は診療所の今後の問題点が関連してくるから交付税も減ってくると。だから私は、通告外とかそういう気持ちは持ってございません。

それで最後にお尋ねします。29年から、先ほども市長答弁ありましたね、看護師が定年になります。その中で勤務配置するか、パートとするか。勤務配置と言っても、過去に病院にいた人が一たんこっちにきまし

た。それを配置換えするのか、新たにパートとするのか。その配置換えというのは、何年も空間おいてまた復活というのは、非常にまた難しい問題も出てくると思いますよ。医療ミス等いろんなことを考えた場合は、それは大変だと私はそういう考え持っています。当然、そういうことも考えていくと、これからの構想というのはただこれだけの構想になりませんが、パートを考えていくとあって、必ず最後に問題出てくると……。

もう、29年にもなれば、必ず経営状態が指摘されるんですよ、必ずここに。何かに会議やれば、地域の医療は大事だ、大事だと。改善とか経営状態はどうなんだと、いままで過去にもそういう問題出てきてますよね。まだそこにいつてしまうんですよ。ですからそういうこともありますので、ちゃんとした構想を立てないと大変ですよと。私はこれを訴える。ですから民間とも協力すればいいだろうし、今の問題ありました定住自立圏形成協定の医療関係も結んでございます。そんないろんな問題もありますので、私はもっともっと検討していただきたいとそう願って質問を終わりますけれども、答弁をもらって質問を終わります。

議長
市長
(大川喜代治)

市長。

工藤議員の今、話されました、定住自立圏の中での医療の関係も入ってますので、その中での平川市の現状、それから津軽地域の全体の現状の中で発言をして、そういうふうな形でできるのであれば、そういうふうにしりたいと。平川市自体が賛成してくれるかどうかは別個として、将来的にはそういうふうな財政の問題も全部絡んでくるわけですから、いずれそういう時代がくるのかも知れませんが、そういうふうな発言をしたいと思っています。

議長

8番、工藤竹雄議員の一般質問は終了しました。

本日の日程は、すべて終了しました。

次にお諮りします。

会期日程表のとおり14日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

よって、14日は本会議を休会とすることに決定しました。

次の本会議は15日午前10時開議としますので、よろしく願いいたします。

本日はこれをもって散会します。

午後3時01分 散会

